

平成29年（2017年）12月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成29年12月 5 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年12月13日（水）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番 谷 節夫 5番 奥村 仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

家崎仁行議長

ここで少しお時間をいただきまして、岡村哲雄君から発言の取消の申し出がありましたので、岡村哲雄君の発言を許可することにいたします。

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

おはようございます。

昨日の私の一般質問の冒頭で、放送設備を利用した当選御礼ととれるような発言をしてしまいましたので、その部分の発言の取消をお願いします。

家崎仁行議長

ただいま岡村哲雄君から発言の取消の申し出がありましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしですので、後刻記録を調査して措置いたします。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

家崎仁行議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 谷 節夫君と

5番 奥村 仁君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することといたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることとしますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

また、通告外の質問や不規則発言がなされた時は、その場で発言の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

家崎仁行議長

それでは、8番 瀧本攻君の発言を許します。

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

皆さんおはようございます。

ただいまから一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点でございます。住宅リフォーム制度の創設について、財政について、紀北町第2次総合計画について、これいずれも予算を伴うことだと思いますので、平成30年度の予算に組み込んでいただきたいと思います。

ハード的な面もあるし、ソフト的な点もあると思います。

それでは、住宅リフォーム制度について、お伺いいたします。

本年10月3日に議員の管外視察、研修視察で近江八幡市のリフォーム支援制度を研修させていただきました。私は当町でも実行は可能だと思います。これ同僚議員も前からおっしゃってありました。また、本定例会においても、2名の同僚議員が、また質問されると思います。

内容につきましては、私が感じたのは、だいたい15%からおじいさん、子どもさんのおるところは、プラス7.5、7.5で30%、それで100万円が限度で、それに対する補助ということで、最高で30万円、最低で15万円と、そして経済効果については、だいたい3,000万円で、3億3,000万円ぐらいの経済効果があったと。

また、100万円を予想していた方の消費もあったので、6億6,000万円ぐらいのものがあつたと。これ副町長はよく知っていると思うので、副町長にご答弁いただきたいんですけども、やはりこれからは介護もですね、訪問型介護に移るように政府は言っております。そうすると、自宅のですね、いろんな古い家をですね、改築するということは、非常にいいことだと思います。

そして、その施工業者はですね、地元の方にさせていただくわけでございますので、非常に地元の経済効果があると思います。ましてや、工事、工事でやりますので、元請けがあつて、下請けがあるというようなことじゃなくて、例えば便所だとか、風呂だとか、居間だとか直す場合は、大工さん、それから水道屋さん、左官屋さん、いろいろあると思います。

そういう点で住民リフォーム制度は、当町にとっても、少ないお金でいわゆる合併特例債でもいい、町民が多くても、なんていうんですか、85%を出す。100万円であれば85万円出す。そうすると少なくとも70万円出して、町が30万円出すと。30万円出すということは、合併特例債でもいいわけですね。

だから、町民の中から経済効果は、お金を出してくるということでございます。あとの点でも述べますけども、非常に費用対率も、非常にこちらは低いです。低いというんかな、状況になっておりますので、そういうことも含めて、ご答弁をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずはですね、私のほうから基本的な考えを述べさせていただきまして、議員からもご指摘があったので、副町長からも答弁をいただきます。

住宅リフォーム制度の創設についてのご質問にお答えさせていただきます。近江八幡市のリフォーム支援制度につきましては、視察に随行した副町長から復命という形で、報告を受けているところでございます。

リフォーム制度につきましては、制度の目的を明確にして、必要とする部分を取捨選択していくことが重要であると考えております。本町での制度創設につきましては、目的、利用対象者、既存リフォーム制度、経済効果、財政状況等、あらゆる角度から総合的に検討を行う必要があると考えているところでございます。以上です。

家崎仁行議長

中場副町長。

中場幹副町長

それでは、視察に随行いたしました、私の感想というか、その部分につきまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

滋賀県の近江八幡市のリフォーム支援制度につきましては、議員の皆様方と今年の10月3日に現地で視察研修をさせていただきました。その感想といたしますか、一部を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

近江八幡市のリフォーム制度は、市内業者の経済対策と、市民の定住、高齢者、子育て世帯への支援を目的とした、市民向けリフォームと市内業者の経済対策と移住促進、空き家の再利用を目的とした、移住者向けのリフォーム、この2つのリフォーム制度を創設されておられます。

ご説明の中では、住宅リフォームの対象範囲は、バリアフリーや耐震工事などに限定しておらず、リフォーム事業の請負業者は、市内の業者に限ることから、雇用の創出や経済の活性化が期待でき、経済波及効果が大きいというふうに、説明を受けてございます。

利用者アンケートからは、市民向けリフォームで約4割、移住者向けリフォームで約9割の方から、リフォームに合わせ何らかの家具・家電等を購入したという回答もございまして、リフォーム工事だけでなく、付随した消費も起こっているというふうに分析をされ

ておられました。

また、担当者からはリフォーム制度は各市町の産業特性や人口状況に応じた、制度設計が必要であるという見解もいただいております。

既存のリフォーム制度の活用等も含めまして、さまざまな角度から制度内容や経済波及効果等について、他の自治体の先進事例も参考といたしまして、より住みやすい住宅環境の整備や経済の活性化を図るための有効な手段の1つではないかというふうに考えておりますので、引き続き調査、研究を重ねていく必要があるというふうに、私としては実感をいたしました。以上でございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

UターンとIターンについてはですね、なんか50%ぐらいの補助金が出ると。上限もあるでしょうけども、それでこれを、なんていうんですか、やっている担当者の方ですね、私は後で聞いたんですけども、銀行出身で銀行を早くに退社してですね、若い方だったんでね。その方がこれに携わっておられたと。

私どもが視察に行く先にですね、当町、特に紀伊長島地区を訪問されて、こちらの内容もある程度把握して、お世辞だったんかどうかわかりませんが、お魚が大変おいしかったというような答弁を、答弁っていうんですか、説明もされておりました。

そのIターンとかについてのこともあったと思うんですけども、その辺もちょっとご説明をお願いいたします。Iターン、Uターンについてですね。

家崎仁行議長

中場副町長。

中場幹副町長

お答えさせていただきます。

Iターン、Uターンの部分でございますけども、これにつきましては、補助金の限度があれば60万円だったというふうに思っております。

ちょっとお待ちください。

ごめんなさい、すいません。

移住向けのリフォームでございますけども、基礎補助金がですね、100万円以上の補助対象経費に対しまして、30万円をまず補助すると。それプラスですね、特別加算ということ

で、30万円がございますので、合わせて60万円の補助があるということでございます。その中身につきましては、空き家の活用加算と、建物の長寿命化の加算ということで、20万円と10万円が加算されるということでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

Iターン、Uターンについてはですね、非常に当町は立地点から見てですね、可能性は0とはいいませんけども、近江八幡市のようなですね、いわゆる近畿圏に近く、しかも岐阜県にも近いということで、こういういわゆるIターン、Uターン制度もなされたんだと思います。今度、企画課長になられた宮原さんも、これは一緒に行かれたんで、あれなんですけど、その当時のことは、副町長の担当ということで、副町長にお答えいただきました。

これは是非ともですね、財政出動をしてですね、平成30年度の予算に組み込んでいただいて、いわゆる町民に対してですね、やっていただくと。介護とですね、耐震化となんていうんですか、一緒にできないのかということも、私は素人的に考えます。

廊下ですね、なんていうんですか、手すりなんかはですね、もういろんな制度があって、補助金の問題もありますけども、介護度いくつやないと付けれんとか、いろいろありますけども、介護予防という時代に入ってきております。政府は介護予防の時代に入ってきておられますので、その辺のところもですね、町長も広域連合の管理者でございますので、その辺のところは町長どうでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、ご質問いただきましたようにですね、介護事業につきましても、居宅型の流れがございます。そういった意味で、今、介護事業といたしましてはですね、20万円の高齢者の住宅改修の補助がございまして、1つだけ説明させていただきたいと思っておりますけども、20万円を個人が負担して、後ほど10万円返るという制度だったんですが、議員おっしゃるような必要性も感じまして、この29年9月からですね、2万円払えば20万円の工事をしていただく、そして18万円は工事者のほうへいくという制度に、広域のほうではさせていただきました。

そういう中で、今議員おっしゃったように、20万円でその改修が十分なのか。介護度が変わればまた活用できるかとか、そういう話もありますんで、いろいろ制度内の中での手当もあるんですが、ちょっと話が先へ進み過ぎると思うんですが、今までもいろいろな議員からも、住宅リフォームの要望もございました。

そして、建労さんのほうからも、そういう要望もございます。そして、議会としてもですね、視察先に、この住宅リフォーム制度のところを選んだということもございますし、副町長や担当課長からも報告を受けておりますので、私としては、今までも考えてはまいりましたが、再度ですね、検討をさせていただきたいと、どういう制度にするのがいいのかどうか。またいつからできるのかということもございますが、前向きに検討したいと思えます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

ありがとうございます。ちょっと通告してなかったんですけども、危機管理課長、これとミックスすることは、可能かどうか。もしも答えられなかったら、僕は通告してないんで、耐震ですね、耐震化等の兼ね合いのね。

家崎仁行議長

建設課長で、植地建設課長。

植地俊文建設課長

現在、木造住宅耐震補強の中で、木造住宅の耐震補強工事と同時に行うことが条件なんですけども、その中で耐震補強に含めることができないリフォーム工事を、上限20万円でですけども、それを今、制度として、町のほうの、私は建設課なんですけども、建設課の木造住宅耐震事業として、そういう制度は現在ございます。そういう制度自体の予算は確保しております。以上です。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

どうもありがとうございました。

是非とも町長、30年度の予算をつくるときに、各課、今の担当課とですね、町長と検討していただいて、これが実現できるようにお願いしたいと思います。

町長、答弁できますか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住宅リフォーム制度の考え方を、少しだけお話させてください。

今、個別のことは、今、建設課長が話していただいたんですが、まず住宅リフォームの考え方はですね、私は利用者目線、活用する人の目線と、事業者目線、今、議員がおっしゃったように、経済波及の面ですね。この2点があると思います。

そして、私はですね、今まで取り組んできた、利用者目線、それぞれの利用目的や、使われる方の目線で、いろいろやってきました。それを1つご紹介させてください。

まずは建設課のですね、今おっしゃっていただいたようなところの木造住宅耐震補強事業の補助でございます。それから、福祉保健の障害者等住宅改修費給付事業でございます。3つ目が、介護保険住宅改修費の一部支給でございます。これは広域連合でございます。先ほど申し上げたやつ。4つ目が、町内木造住宅建設促進事業補助ということが、農林水産でございます。それから、町外木造住宅建設促進事業補助ということで、これも農林水産でございます。6つ目が、移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助ということで企画課でございます。空き家改修補助ということで企画課でございます。8つ目がブロック塀等撤去事業補助、これが危機管理課でございます。9つ目が、浄化槽設置整備事業補助、環境管理課でございます。

こういった9つのですね、今までリフォームの制度を行ってきました。しかし、それはあくまでも利用者目線という観点でございますので、議員おっしゃるように、経済波及、地域の経済活性化という観点からは、今までは少し取り組みづらいですよというお話を、今までの質問にも答えさせていただきました。

しかしながら、こうやって議員の皆様が、何人も取り組まれ、視察も行かれたということで、どういう制度になるかは、少しこれから検討させてください。前向きに検討させていただきたいと、そのように思います。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

ありがとうございます。

リフォームについても、今、風呂に例えばユニットバスですね、滑るっていうのがあるので、今、滑られない材質を使って、やっているユニットバスのメーカーが増えてきました。年いった場合はですね、やっぱりヒノキのお風呂に入ってますね、いわゆる訪問介護を受けたい人もおると思うんです。ヒノキの風呂が非常に普及する。それが結局、林業にも製材業者にも、また大工さんにも普及するんじゃないかと。私はそういうふうにご考えておるわけです。

だから、日本人は結局、木の文化で育った人種ですね。ヨーロッパは石の文化でございますので、その辺もとらまえて、ひとつよろしく願いいたします。

それで、財政について、お伺いいたします。

合併以降、当町の財政はシミュレーションしたよりも、良くなっております。それは職員の努力ということは、これは給料が下がったということですね。それから、執行部の努力により、現状は非常に健全化の状況にあります。健全化というのはですね、私、前にも質問したんですけども、講習に行った時に、総務省の課長はですね、健全化という言葉を使わせていただいたと。これは財政の普通化ということが本当だということをおっしゃってございました。

しかし、ZTVの放映と、町政報告の説明に違いがあると思います。平成29年度12月の補正で、交付税が1億9,300万円ありました。それで歳入になり、1億1,000万円を基金が要らなくなったんで、基金へ1億1,000万円を戻しました。それで町債も5,700万円減額いたしました。上手ないわゆる財政のボリュームを少なくしたわけですね。移譲して出をすればもっと大きくなるわけですよ。

そして、ここに10月3日と、私書いたんですけど、12月3日と訂正をお願いいたします。

これは12月3日に、この原稿をつくってございまして、5日の1時が締め切りだったので、ちょうどBSの放送で、野田総務大臣がここ10年で地方の財源が、7兆9,000億円増加し、21兆5,000億になった。例えて言えばだいたい消費税の9%ぐらいですね、9%弱ぐらいです。が交付税で残っておると。だから、交付税をちょっと縮小しようという意見を、高知県の知事におっしゃったわけですね。

だけど、知事から防災等のために貯めているからと聞かされ抑制を否定する発言がありました。以上のことから、必要な財政出動をして、景気をよくする。今日は伊勢新聞にですね、私ちょっと今もらったんですけども、伊勢新聞に麻生財務大臣、副総理兼財務大臣か、いわゆる野田総務大臣と懇談の中で、抑制はしないということを明言しております。

以上のようなことから、財政出動をし、景気を良くする。因みにですね、当町の銀行、テリトリーのある銀行は名前はちょっと伏せますけれども、信用金庫はいわゆる熊野から長島でございます。この預貸率はおそらく25%を切っております。それで地元へ出てきておる都市銀行、総合銀行も20%弱ぐらいですね。そうすると、その中の半分以上はですね、保証協会つきやとか、住宅ローンやとかいうことで、真水にそのなんていうんですか、設備投資をして、また品物を仕入れて商売をするところに、お金が回っておりません。

因みにだいたい地方銀行ですね、地方銀行を例にとりますと、だいたい預貸率は70から80ぐらいですね、85いっとるところもあります。これ大垣共立銀行なんか、今度はなんですけど、タイで合併して会社をつくりましたね。

だからお金がですね、預金はよくされておるんですけど、町民の方は。そのお金は全部ですね、よそへ行ってですね、いろんなものに、いわゆる運用されておるという事態でございますので、これはやっぱり町が積極的に引っ張らんと、お金の持つておる人はお金を使いません。それでまたお金の持つておる人にしか銀行は貸しません。

町長は預貸率ということはご存知だと思うんですけども、いわゆる100億預金があった場合、それに対して融資がですね、25億しかしてないということですね。たいがいその25億の中に、いわゆる半分以上はですね、保証協会つきだとか、国民生活金融公庫だとか、それから住宅ローンだとか、そうすると商売に使われておるお金というのはですね、私は10%前後じゃないかというふうに思います。

町長もその辺は、財政がですね、収入がないと思うんで、その辺のところはどう思われていますか。財政出動するということは、1のあれでおっしゃっておられたんですけども、その辺に対するご答弁と、また財政課長、説明ですね。ZTVではですね、借金ですね、真水の借金がですね、20億2,111万円とおっしゃった。だけど自治体で説明にいくと、1人あたり70何万という、これに対する齟齬がありますので、齟齬というよりも、数字は合ってますんですけども、説明の内容がね、おかしいので、その辺のところをちょっとご説明いただきたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2番目のですね、財政についてのご質問にお答えをさせていただきます。議員がおっしゃっておられるように、町の財政は厳しいながらも、合併以降は行政改革など

の取り組みを推進し、健全化を維持しているような状態でございます。本年の5月に開催いたしました行政報告会と、11月に行政情報番組で放映をいたしました。

平成28年度の地方債残高の数値には、議員おっしゃるように相違がございます。これは行政報告会の時点では決算見込みによる数値でございましたが、行政情報番組の放映では、決算により確定した数値による差額でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それからですね、政府内の議論のお話もしていただきました。これにつきましては、町村会もですね、反対の姿勢でやっております、先だって東京で行われた全国大会でも、反対だということをですね、大きな声でみんなで叫んだところでございまして、議員おっしゃるように、今日の新聞で、この基金に手を着けるということはですね、見送るというような方向を示されたと新聞で読まさせていただきました。

そういうことからですね、この観点につきましては、政府の先の発言は、大変間違った考え方に基づいていると、私は思っているところでございます。そういう中、議員おっしゃるように、地域の財政に対する民間のですね、真水の助成というか、貸出等がないではないかというお話でございます。

我々としては、それぞれの金融機関の銀行の判断だと思うんですが、我々としてすべきことはですね、議員おっしゃるように、引き続き活性化に向けた取り組みに対してですね、町がしっかりと施策をうちながら、そこにいろいろな努力している方々がですね、乗って、一緒になってともに産業を活性化し、地域内の経済循環ですか、それを進めていきたい、そのように思っているところでございます。

またですね、そうですね、金融機関の活性化ということからしたら、事情があろうと思えますんで、ここでの発言は、私は控えさせていただきます。

詳しいところは、ちょっと財政課長から答弁いたさせます。

家崎仁行議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

先ほど瀧本議員がご指摘になりました、起債の残高につきましては、町長ご説明のとおり、見込みとですね、それから、決算の数字で、数字自体は違っております。ただ、いずれにいたしましてもですね、1人あたりにしますと、約70万円を少し超える程度の金額ということになります。

国からこの返済にあたり支援対象となる普通交付税のですね、基準財政需要額算入分と

というのが、約98億466万円、起債の残高が28年度決算はですね、118億2,877万円でございますが、そのうち98億466万円が基準財政需要額に算入される分ということで、実質の借金は20億2,411万円で、これを1人あたりにしますと、約12万円という形になります。

少し行政放送とのお知らせするものと、それから、行政報告会でのですね、お示しの仕方に差異がありますので、この辺につきましては、今後、改めていきたいと考えております。以上です。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

あのね、私、自治会の幹部の方とお話した時に、70何万も1人借金あらへんよと。今、課長がおっしゃたように、18万円だったんですか、12万円、預金はおそらく返済も含めてですよね、起債の返済も含めて、だいたい30万円ぐらいあるんじゃないと。30万円ぐらいじゃないですか、課長、1人あたり。

家崎仁行議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

基金の状況でございますが、28年度決算で一般会計に該当する基金の総額を、1人あたりに割りますと、38万6,000円ということになります。以上です。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

そうすると13万円でしたか、借金が。12万円でしたか。それで38万円ですね。流動資産が38万円、流動負債が12万円、約300%超えとるわけですね。会社でいうたら、本当にもう健康で健康で、健康きつてく。それは町長と執行部が努力してお金を貯めて、今現在にあるので、これから町が引っ張っていかんと、民間の業者はね、よっぽど政府の補助金やか、そういうものがない限り、ここでも経団の補助金がありました。

また、尾鷲でも船の2億2,000万円ぐらいかかったかな、マグロ船に。1億1,000万円の補助金がありました。そういうものしかですね、手をつけませんね。一時儲かる漁業ということもありました。そういうことなので、できるだけ、なんていうんですか、行政に抵触せん程度で、町長のリーダーシップでですね、是非とも財政出動していただきたいと思

います。

それでは、3番目の紀北町第2次総合計画、これは私は、第3節のですね、魅力と活力のある産業のまちづくり、68ページからのことを質問させていただきます。

それでまだ、9カ月しか経ってないので、非常に手を着けてないところ、また、終わっている箇所はあるかないかもわかりませんが、それぞれぐらいのスパンでやるのと。いわゆるPDCAがですね、どういうふうに行われているのかなということ、ご質問したいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、議員おっしゃった第2次総合計画、魅力と活力ある産業のまちについて、ご答弁をさせていただきます。第2次総合計画は策定にあたりまして、議員の皆様には、総合計画審議会、それから全員協議会などにおきまして、さまざまご意見、提言をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

本年3月に策定を終了し、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～を、本町のめざすべき将来像として掲げまして、平成29年4月から計画をスタートさせたところでございます。

みんなが元気とは、人・地域、議員おっしゃるような産業、そして各種団体・活動などすべてが元気になっていただきたい。そのような思いを持って、この将来像を掲げさせていただいたところでございます。本計画の前期基本計画につきましては、平成33年度の5年間を計画期間といたしておりまして、現在それぞれの分野において、進捗状況を管理しながら、鋭意進めていく所存でございます。また、これらはですね、毎年ローリングを行い、見直し、PDCAを行いながら、取捨選択しながら進めているところでございます。

産業の詳しいのは、後でよろしいですか。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

まずね、ここ一番難しいと思うんですね。主要施策の中に、後継者・担い手の育成、69ページのね。農産物の特産品の開発、それから、伊勢志摩サミットでテーブルは使われたけども、それに対する波及効果があったんかどうかということもある。

それから、林業にいたっては、いわゆる1の基盤整備の問題どうやとか、森林やとかバイオマスやとか、いろいろありますけども、このバイオマスをしようと思ったらですね、やっぱり国から少なくとも半分以上の予算をもらわなからですね、これはできませんわ、こんなものはね。採算がとれないと思います。

それと、あとここに出てくるね、私一番ね、ずっと疑問に思ってたんですけどもね、付加価値ということが出てくるんですよ、6次産業。今までこれは私の知っている限りでは、成功しとる事例はありません。付加価値に対する概念が、どういう概念で付加価値をおっしゃっているのかということもお聞きしたいと思います。この付加価値という問題はですね、非常に私もいろいろ書物等で見たんですけどもね、バアーとしとるけども、バアーとしてない点もあるわけです。

その辺の今の中の、いわゆる68ページ以降ですね、重点的にやろうとしとることをね、それでもうPDCAは終わつとるようなもの、それをちょっと述べていただきたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農林水産に関して多岐にわたるご質問いただいたので、担当課のほうから少し今の現状をお話させていただきます。

家崎仁行議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

お答えさせていただきます。

まず、農業関係の担い手の関係でございます。この部分につきましてはですね、現在国の制度を活用して、成年就農給付金という形で、新規就農者に対して支援を行っておるところでございます。

また、林業の関係で、昨年5月ですね、伊勢志摩サミットで採用された尾鷲ヒノキのテーブルということで、確かに尾鷲ヒノキの知名度は上がったというふうに認識してございます。それらの上昇したネームバリューを基にですね、地域の林業関係者等がですね、営業活動に奮闘しておるところでございます。

また、次のバイオマスにつきましてはですね、確かに国の補助制度もございます。ただ、

直接的なバイオマスへの補助ということではなくしてですね、そのバイオマスを搬出できるような施設整備、路網整備であるとか、中間土場整備についての国の支援制度もございますので、そういったのをですね、有効に活用しながら、また、町としてもですね、中間土場整備について、支援を行っておるといところでございます。

次のその農業に関しての付加価値、これにつきましてはですね、町内の野菜業者がジュース等を、6次化という形で生産して、こちらもですね、伊勢志摩サミットで採用されたこともですね、大きな契機になって、現在、好評を呈しているというふうにお聞きしているところでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

お答えさせていただきます。

商工業にかかる部分といたしましてですね、高付加価値化というところなんですけども、一手間っていうか、皆さん一生懸命ものづくりをされているところでございますけれども、そのものづくりの中にですね、こだわりを持ってつくられているという、その製造過程だとかにですね、実際に高付加価値のものはないのかというところ、実は見直しておるところでございまして、例えば通常2回の工程で済むところを、さらにもう1工程増やしているとかいうところのものをですね、見直したりするところに、高付加価値を見出したいというところで、その辺の洗い出しを、今、行っている感じでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

いいですか。瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

ちょっと答弁漏れがあるんですけどもね、いわゆる重点的にこの中で、この前期ですね、取り組んでいくというふうに絞るとこあるんです。これ全部やったらですね、総花的にですね、非常に難しいと思うんです。

今、商工観光課長ですか、おっしゃったように、付加価値というのは、そんなもんじゃないですよ。付加価値というのはですね、私の知りうる限りにおいて、物を仕入れる、それを加工する、賃金を払う、それにいろんな間接人件費が要る。それに、固定費、電気代だとか、いろんなもん要る。それで流動費も要る。そういうものを払って、そして税金も

払って、給料も払う。極端に言えば、会計上でいけばですね、損益分岐点を超えてこんとですね、付加価値は生まれてこんのではないかと。

それで、地域の活性というのは、やはりそこに働く人がですね、今年から我々議員もですね、今年、来年になるんか知らんですけども、年金がですね、企業年金に編入されるそうでございます。やはり社会保険に入り、厚生年金に入り、雇用保険をかけ、労災をかけ、できたらその上にですね、企業はリスクヘッジをすると、労災というの8割ぐらいしか出てこないですからね、2割ぐらいリスクヘッジをすると。

そういう企業が生まれてこんとですね、やはり地域の活性はないと思うんです。そのためには、この68ページからの問題についてですね、やっぱり絞り込んで、それに対して財政出動をしてやっていくべきじゃないかというのが、私の考え方なんでございますけど、ここが一番難しい問題ですね。

町長は非常に立派なことをされてきました。健康増進施設ね、それから避難タワー、あと町長にちょっと言うたら失礼ですけども、ちょっと足らんとこはここかなと、私は思っております。

その辺は非常に失礼なことなんですけども、これにですね、やはりちょっと力を入れていただきたいと思います。どの辺にですね、重点を置いてやっていくのかということですね、副町長はこの時のあれやったんで、僕も審議委員やったんやけどもね、あれも30人もおったらですね、意見は述べられません。ただ、ダアダアとくるだけのことです。その辺のところのご答弁をお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます、産業のですね、みんなが元気！紀北町がでございます。それで私は、常に自助という観点からすると、健康を発信し続けなければ、これは自分自身が意識を持つことなんで、どんどん発信しているんですが、これはある方からもちょっと聞かれたんですが、健康ばかり言うとするやないか、それでええんかという話なんですけど、いや、人・地域・産業、こういう産業やっぱり健康もあって、そういった産業もですね、しっかりと体力のある経営をやっていかなければ、今おっしゃるように、みんなが元気にならないということなんでございまして、我々といたしましては、産業という観点からすると、それぞれの農・林・水、そういった団体の方とか、いろいろ営農をしている

方、林業をしている方、そういう方たちと一生懸命話し合いながら、今それぞれの規模、それぞれの組合とかの予算等もございますんで、そういう話は進めておりますが、議員おっしゃるように、本当にここが第一次産業が強くなければいけないし、商工業も一緒なんで、強くなければ、今いったように、損益分岐点を上回るような経営をしていかなければ、最終的には尻すぼみになろうと思います。

そういう意味では、ここをしっかりと力を入れていかなければいけないと思うところがございます。あとは副町長のほうから答弁をしていただきます。

家崎仁行議長

中場副町長。

中場幹副町長

私のほうから、少しご答弁をさせていただきます。

先ほど町長が申されたとおり、私も基幹産業といいますか、伝統的な産業であります農林水産業、これの振興がまず第一かなというふうに思っております。

それと、この81ページでございます、雇用就労のところでございますけども、この部分につきましては、先ほど議員からもご提案をいただきました、リフォーム等につきましても、大変地元の雇用に役立っているというような視察の結果も出ておりますので、こういう部分をですね、農林水産業の部分でも見出しまして、できるだけ農林水産業の振興に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

私、銚子川の問題にね、その一番悪いところはね、正社員が2人しかいないんですね。あとはパートですね。だから、あのなんていうんですか、NPO法人も、できるだけ利益も出ておるんだから、そういうふうなパートでない正規、今は正規、正規と言われていますね。これは竹中平蔵さんが、おそらく主体となって、派遣というのをやられたんで。

それと最後にですね、今年いっぱいぐらいですね、このPDCAが出てくるのは。どうですか、副町長、PDCAが。町長でもよろしい。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

P D C A、毎年ですね、事業精査をいたしまして、P D C Aを毎年のように、ローリングの中でやっております。それで、スパンとすればですね、やはり今5年ということで、前期基本計画なんですけど、1年、1年出てくる効果もあれば、やはりやっぱり長期的にやらなければ現れてこない、例えば医療費の削減とか、健康なんかですね、やっぱり10年、20年のスパンで考えなければいけない部分がたくさんございます。

そういった部分を踏まえてですね、このP D C A、毎年しっかりとやり、効果の出たものは、ご報告できるものはご報告をできるようにしていきたい、そのように思います。

家崎仁行議長

中場副町長。

中場幹副町長

町長が申し上げましたとおり、毎年ローリングをさせていただいて、P D C Aのチェック等も行っております。それとこの第2次総合計画の、特にこれまでと違う部分が1点ございまして、中間年で大きな見直しをやるということをやっております。これにつきましては、策定委員の皆様方にも、それは良いということで、評価もいただいておりますので、それも含めまして、毎年のローリングと中間年の見直しもやっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

昨日、テレビでですね、北島三郎が、カツオが来るぞという歌、歌っとなのですね。カツオが来んのですね、当然、長島はいわゆる鰹船が多いんですけども、最低保障ということを知りました。私、20、30年前に、よく長島へ来てましたらですね、1航海ごとにですね、配分しとったんです。そういう状況に今、いわゆる業界も陥っているわけです。その点も踏まえて考えていただきたいと思います。

それとですね、最後に地域おこし協力隊の活動についてのご答弁をお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、地域おこし協力隊の活動状況について、お話をさせていただきます。まず財政課に所属しております、ふるさと納税支援担当隊員につきましては、昨年12月に着任後、

紀北町ふるさと納税制度についての現状の把握、分析に取り組むとともに、登録事業所の把握や調査を通じ、返礼品の登録商品以外の可能性を探るなど、観光協会と連携した新たな商品の開発も視野に活動を行っているところでございます。

またフェイスブックを活用したふるさと納税特産品等PR活動に着手するなど、精力的に取り組を進めていただいております。今年度からは、業務の連携強化のため、活動の中心を役場から観光協会に移しつつ、精力的に事業に取り組んでいるところでございます。

また、企画課に所属しております移住・定住促進を業務とする地域おこし協力隊員は、東京や大阪で開催された移住相談会に出席をいたしまして、移住希望者などに町の魅力や状況を紹介したり、田舎暮らし体験ツアーの開催、移住者向けのPR冊子の作成、移住者支援の提案、空き家バンクへの空き家の登録や利用登録の業務、フェイスブックによる紀北町の情報発信などをしていただいているところでございます。

移住につきましては、都市部から地方への流れが主になりますので、そういった都市部の方の目線による移住・定住施策を、この隊員の協力により展開できればと考えているところでございます。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

いずれにせよ、すべてのことについては財政出動しなければなりません。それについて、30年度予算の中に、こういうことが実現できるように、予算をはり付けていただきたいと思います。その辺は町長どうでしょう。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としてはですね、財政出動というか、まず計画があつて、産業者の皆さんとお話をしながら、計画をつくりながら、できる限りですね、今まだいろいろ余裕はあるとは言えませんが、まあまあ少し蓄えのあるうちにですね、できる事業は積極的にしていきたいと、そのように考えております。

家崎仁行議長

瀧本攻君。

8番 瀧本攻議員

町長はじめ副町長、非常に積極的なご答弁いただき、ありがとうございました。どうぞひとつ30年度予算を期待しておりますので、よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終了します。

家崎仁行議長

これで、瀧本攻君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩いたします。10時45分まで休憩します。

(午前 10時 28分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

家崎仁行議長

次に、9番、近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

議長のお許しを得て、平成29年12月の一般質問を行います。

12月議会は、来年度に向かっての予算を求める議会とも言われております。先日、発表されました、今年の漢字は北ですか、紀北町の北でもありますが、30年に向かって北風でなく、南風が吹くよう一生懸命質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まずはじめに、国民健康保険について、質問をいたします。

その中の1、2を質問いたしまして、町長に答えてもらって、そして2、3と進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

はじめに1、国民健康保険について、来年4月から全国の国保は、これまでの市町村単位から、県単位化されることとなります。カウントダウンは残り108日となりました。しかし、まだ三重県単位化について、保険料の試算など3回、12月4日には4回目も発表され

ましたが、それらによる影響や保険料についての考え方の、町からの報告は議会にはありません。

高い負担率となっている国保料が、どうなっていくのか見えていません。これまでもそれについて、一般質問を行ってきましたが、今回も町の見解を聞きたいと思います。まずはじめに、国民健康保険料、これ以上、上げないようにお願いしたい。紀北町は29年度法定外繰入をして、保険料の値上げを押さえました。評価いたします。

12月4日に、県が発表した4回目の国民健康保険料の試算についてでは、これは推定ではございますが、紀北町の一人あたりの保険料は、平成28年8万4,425円、そして、平成30年度は来年度ですね、8万1,302円、1人あたりの保険料は下がるとの試算が出ておりました。

しかし、その試算の前提となるものの根拠が、はっきりしていません。また、県の試算には、全県下の市町で実施している法定外繰入が反映されておらず、そのため試算に矛盾も多く存在していると思います。

現に紀北町の28年度決算ありました。実質1人あたりの保険料は7万7,911円と、推定よりも低いんですね。そのような中で、下がるといっても、それよりも実際は低いんですから、その推定がどういうものなのか、疑問が残ります。

紀北町は29年度に、一般会計繰入をして、保険料を想定しております。今回も30年度も法定外繰入をしなければ、保険料が上がるおそれがあります。これ以上、保険料が高くなつては、生活できないという声がある中、来年度、保険料を上げないことが、住民の健康を守ることに繋がると考えます。

時に年金生活の方は、年金は下がるばかりで、年金から引かれるものは上がってばかり、これでは生きていけない。そういう叫び声が聞こえております。町長の見解をお伺いいたします。

2つ目、2、資格証明書の発行しないように、平成28年度は紀北町は初めて資格証明書の発行は0でした。これは本当に評価いたします。私も一般質問で求め、共産党が毎年、町に行っている予算要求でも、毎年お願いしてきました。保険料の支払いの困難な人が、滞納があるからといって、病気をした時に医療費を全額負担しなければならない。それが医療機関にかからないことにつながり、重症化したり、最悪、命を落とす、これ全国にも例が出ております。その危険性があります。28年度に続いて資格証明書の発行はしないよう求めますが、町長の考えをお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、近澤議員のご質問に答えさせていただきます。

まずはですね、国民健康保険料を値上げしないようにというご質問でございます。県におきましては、議員ご説明のとおり、平成30年4月からの国保の都道府県単位化に向けて、会議を開催して、国保料等の試算等を行い、ようやく方針がまとまりつつあります。

本町におきましては、皆様ご承知のとおり、国民健康保険の1人あたり医療費は、ここ数年県内で一番高い状況が続いておりますので、国県の動向も気になるところでございます。

私といたしましては、これからも住民の皆さんに、できるだけ負担がかからないよう、医療費抑制のためのさまざまな保健事業を展開する等、努力してまいり所存でございます。都道府県単位化に際しましては、私と議員と一緒にですね、何とか保険料率を現状のまま据置きたいという思いはございます。

それから、資格証明書の話でございますが、本町における資格証明書の発行基準といたしましては、特別な事情がある場合を除いて、既に短期証の交付を受け、その更新時に納期限から1年以上経過した滞納保険料が3カ月以上ある方を対象といたしております。いわゆる納付意思のない、誠意のない方が対象となります。平成28年度におきましては、職員によるきめ細やかな聴き取り調査を実施し、納付誓約を徹底することで、資格証明書の対象者が0となりました。

本町では保険料の未納があったとしても、納付誓約を履行し、誠意を持って納付相談に来られる方に対しましては、分納であっても、決して資格証明書を発行することはありませんし、これからもその方向で行ってまいりたいと、そのように考えております。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

1つ目の国保料のことについてですね、私は上げないように、法定外繰入をして上げないように、お願いしたいと思うんですが、そのところ、前向きに負担がないようにというお答えだったように思いますが、もう少し上げないように、最大限の努力をしていただきたい、そういう思いで、もう少しもう一度お答え願いたいと思います。

そして、資格証明書のことはですね、町長が今、お答えになっていただいたとおりで、そのことを是非続けていただきたいと思います。私も何故なったのか、聴き取りを行いました。決め細かく職員の皆さんが努力され、その結果、分納が進められ0になったということで、これは本来、住民課の皆さんの努力の結果と結晶であったと、私は思い、全体の奉仕者である皆さんの、この成果を大いに評価し、また、私も大変嬉しく思います。課員の中には男性職員も多くみられますが、他の部署よりも女性の皆さんが多く、またこの女性の皆さんの意見も、多様に反映させた結果だと思い、大変嬉しく、女性の皆さんの力もあつたことを嬉しく思います。

そのことを私も町長と同じ思いであります、このことについては、保険料について、もう一度お答えをお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

方向性は一緒でございまして、29年度、28年度はね、たまたま後の決算で大丈夫だったんですが、29年度も急激な保険料の値上げとかですね、町民にとってはよくない。そういう考え方は、今も持っておりますので、もし、たらの話はあまりしたくないんで、あれなんですけど、県がどういう数字を出すか、しっかり見極めてですね、そして、もし、たらの世界があつたとしたら、そういうことを、今おっしゃったことも踏まえてですね、検討させていただきたい。

方向性としては一緒でございますので、そのことをお話させていただきたいと思います。それと、1点答弁の中で言ったのを説明させてください。

医療費抑制のために、いろいろなさまざまな保健事業を展開するというお話させていただいたんです。これはあくまでも医療費抑制は、ある意味二次的です。皆さんが健康にいてほしい、健康であれば必然で医療費が抑制されるという考え方でございますので、お金ありきではございませんので、そこもご理解いただきたいなと思います。

それと2番目はですね、今おっしゃったような方向で、できる限り、ただいろいろな方もございます。そういう方に、きめ細かく話しますんですが、どこまでどうかということね、職員の努力のお蔭で、ここまできたんだと思います。だから、これは継続していければいいとは思いますが、こういう負担の公平性というものもございますので、そこはですね、しっかり話した上で、どうするか判断、決断をさせていただきたいと思います。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

同じ方向で値上げをしないという方向で、頑張るというお話でした。29年度は法定外繰入をして押さえました。30年度少しそのところが、見えてこなかったんですけど、今の答弁の中では、やっぱり押さえるためには、法定外繰入をするしかないと思いますが、そのところ、もう一度お答え願いたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

法定外繰入もですね、考えておりますが、まず先ほど申し上げたように、医療費とかいろいろな掛け率、係数があるわけですよ。いろいろなことに保健事業にどれだけ取り組んだかとか、そういうものもありますんで、今うちが医療費が一番高くても、県内で10位以内、安さの10位以内に入っているというのも、そういう保健事業の取り組みとか、いろいろな要因があつての保険料、国保料の8位くらいだったですかね、前後してると思うんですが、ということなんで、だからまずはそういった数字が出てこないように、健康という面で努力しながら、保険料の抑制につなげていきたいと。

そして、やむを得ずそういう法定外繰入のこともあったら、それも検討していきたいと、そういう考えでございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

それでは、3番目、三重県国民健康保険運営方針案について、質問いたします。

三重県国民健康保険運営方針案が、11月に発表されました。この運営方針に沿って、今後、都道府県化を進められます。この方針について、町長の見解をお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

運営方針はですね、各いろいろな部会も集まって、いろいろと決めていった、各市町の意見も聞きながら行ったことだと思います。そういう意味では、大事な基本方針であろう

かと思えます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

基本的なことだという話でしたので、詳しくお尋ねしたいと思います。

まずはじめに、県の運営方針の基本的事項についてですけれども、目的のところにはなかったんですけれども、第1章第4節、4ページですけれども、被保険者は、我が国の保険制度が相互扶助の精神の下で支え合う仕組みを十分理解しというところが入っております。

他の保険は相互扶助かもしれませんが、私は国保は社会保障だと思っておりますので、そのところをお聞きしたいと思います。本来、国保はですね、地方自治の本旨として、住民の福祉の向上を図ることが、地方自治法第1条に明記されております。

国民健康保険は1958年に、憲法第25条、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するの生存権の規定を具体化するものとして、1961年に国民皆保険制度を実現してきました。国民健康保険法第1条の法律にも、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとあります。

いうまでもなく、社会保障の制度であり、社会原理と保険原理で成り立っております。私は国保は社会保障であると思うのですが、町長の考えをお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

観点からすれば、社会保障という観点はもちろんあろうかと思いますが、国保の運営という観点からすればですね、お互いが支え合うというのが、この国保でございますので、相互扶助というか、お互い支え合うという観点を盛り込んであっても、そんなに悪い話ではないのかなと、私は思いますけども。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

公的な扶助だと、私は思っております。町長の見解をお伺いいたしました。それで次に入っていきたいと思えます。

運営方針のところのですね、第3節で7ページですけれども、先ほどから私、法定外繰入に重点を置いておりますが、この保険あれですとね、紀北町はまた全県下も赤字とか、そういう時には、ずっと法定外繰入をして、住民の皆さんの軽減を軽くしてきたのが、大きいと思います。

ところがこの計画では、一般会計からの繰り入れを単年度の特種要因による赤字は計画作成の対象外とするとか、もう使えなくなってしまうのではないかと危惧しています。町長のお考えはどのように判断しておられるか、お伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと私そこまで読み込んでおりませんので、担当のほうから少し答弁させます。

家崎仁行議長

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

三重県国民健康保険運営方針のですね、議員のご指摘の部分でございますけども、これはですね、法定外繰入が使えないという意味ではなしにですね、削減解消すべき赤字が複数年続いた市町を、赤字解消計画を作成する必要がある赤字市町として、単年度の特種要因による赤字は計画作成の対象外としますという意味でございます、法定外の繰入が使えないということではなしに、計画、赤字解消の計画をつくることから除外しますというふうな意味でございます。以上でございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

紀北町としてのこの解釈を示していただきました。

三重県に統一化されても、三重県のこの案では、そういうこととして理解しているということですね。それで安心いたしました。

続きまして、第3章の市町の保険料の標準的な方法で保険料の水準の統一化に向けた考えで、これは6年後には統一していきたいということが書かれております。その中で、激変緩和も35年で終了し、また今、医療費が一番高いけれども、今回、この納付金の算定には医療水準を軽く見ておりますが、この制度も35年には0にすると。これは明確に書かれ

ております。

このことによって、紀北町の保険料は上がるということが推定されると思われませんが、町長、課長になるのか、町の見解をお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、1つの保険者の中で、医療費や保険料が同じ水準であればというのは、私その方向性は一緒だと思います。ただですね、今、紀北町が何故一人あたり医療費が高いかとか、いろいろな問題がありますよね。

そういう中で、所得水準だけで話ができないとは思いますが、だから、いろいろな要件があるんで、35年度までにですね、そういったものも、いろいろと議論されてくもんだと思います。それぞれが、それぞれの町が保険料を決めるものですから、やっぱりそれぞれの特殊要因もございますので、なかなか統一化に向けていくには、制度的にどうすればいいかというのが、もう一捻りいるのではないかと、私は思っております。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

この案をそのように解釈していただいているということは、紀北町としてそのように解釈している、そのことも是非、県にも主張していただきたいと思っております。

いろいろ危惧しておりましたところ、紀北町としては、そういう見解であるということを知りました。少し危惧が軽くなったかと思っておりますが、これからもその方針で進んでいただきたいと思います。

イといたしまして、12月28日には県でパブリックコメントを求めて、12月28日まで、今回この方針案が示されて、今、パブリックコメントの最中なんですね。町民もこの県へ直接、自分の意見を言える状況が、28日まであります。是非、紀北町民の皆さんの声もですね、上げるなという声、それを是非この機会ですので、町長の、町のほうもですね、パブリックコメントに自分たちの町民の意見が反映されるよう努力していただきたいと思うんですが、町長の見解を伺います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

パブリックコメントを求めていただいているということはね、大変いいことだと思います。そういう中で、大変ね、今、制度を見ていただいても難しいんで、文言、先ほど議員ご指摘の言葉も2行ですよ、極端に言うたら。読み方でいろんな判断ができますんで、なかなか一般の方はそれを読み取ってですね、出しにくいとは思いますが。

ただ町として意見を言わなければいけないところはですね、担当のその作業部会、いろいろな会がありますので、そこでは意見を言わさせていただきますし、もちろん町民の方にね、お気づきの点があったら、素直な気持ちでいいと思うんですよ、町民の方は。それをあげていただければいいのではないかと考えております。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

それを素直にですね、保険料これ以上上げるなという機会がありますのでですね、国保の受付のところにもですね、このパブリックコメントの県の用紙をですね、置いていただくとか、そのことも住民の皆さんにお知らせ願いたいと思いますが、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からお答えさせていただきます。

家崎仁行議長

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

運営方針案についてのパブリックコメントを、今、県が求めておる部分でございますけれども、いろいろとですね、会議等を通じましてですね、できる限り周知のほうには努めたいというふうに思います。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今回、係のほうも努力していただくということでした。今回、県の県営化されても、保険料を決めるのは、紀北町ですし、是非、町長がおっしゃった値上げされないように頑張

るという意思をずっと持っていたきたいと思います。財政上の構造問題が解決していないので、大変だなという思いもあります。これ以上、保険料が高くなることのないようお願いしたいと思います。

そして、私も改めて誰もが安心して払える保険料を求めて、積極的にあらゆる機会を使って、県に意見をあげていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

子どもの医療費無料化及び県教育環境拡充に向けて、1. 子どもの医療費完全無償化を求める。現在、紀北町は子どもの医療費は、18歳未満までの入院は無料ですが、子育て支援の要である通院については、無料化されておられません。入院の無料化までは、町長就任以来、子育て支援の柱であり、着々と進んでまいりました。これは評価しております。

3期目にあたり、町長は公約として、子育て、教育の町の中に、医療費の助成や母子保健の充実、子育て世帯への支援を掲げておられました。是非これを実行すべく、子どもの医療費の18歳未満までの通院を無料にすべきだと思いますが、町長の見解を問います。

2、窓口無料化について、9月議会でも質問しましたが、町長は市町間で不均衡が生じないことが大事なので、県下で統一して実施していくように、県に求めていくという回答でした。

しかし、三重データボックス、人口の世帯の動き、平成28年10月11日現在のデータを当てはめてみますと、実施確定市町の小児人口の割合は53%、実施検討市町の小児人口が24%、未定市町の小児人口は23%と、既に不均衡が生じております。そもそも三重県は子ども、障がい者、一人親家庭の3つの福祉医療費のうち、どれ1つ窓口無料になっていない、6県の中の1つでした。

しかし、この9月の議会の後、平成21年度に県も子どもの医療費0歳から4歳まで限定して、窓口で無料を検討中であると打ち出しました。さらに、昨日の新聞の、伊勢新聞のトップ記事にもありましたが、窓口無料6歳まで拡大と、大きく報じられておりました。12月11日、この月曜日に、平成31年度から導入する障がい児や一人親家庭の子どもを対象とした、子ども医療費の窓口無料化の年齢を、4歳から6歳に引き上げることを明らかにしました。

県も動き出しております。紀北町も動かないわけにはいかないとと思いますが、町長の見解を改めてお伺ひいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

毎回のようにご質問をいただいております。子ども医療費、窓口無料化、この2点について、お答えをさせていただきます。

毎回、ころころ答弁が変わるわけなので、申し訳ございませんが、子どもの医療費の通院完全無料化ということでございます。少子高齢化、急速に進む紀北町につきましては、子どもを安心して生み育てることができるようにですね、子育て支援、これはもう本当に重要な施策だと、私も感じているところでございまして、このことからですね、県下では最低でございました子ども医療費無料化、これをですね、徐々に上げてまいりまして、拡大を図ってきたところでございます。

子どもの通院にかかる医療費につきましては、15年度末まで医療費を無料、それからは議員おっしゃるように、完全無料化ということなんですが、各市町の動向も見ながらですね、決して頭から離れたわけではございませんので、やっていきたいと。議員ご承知のように、既に子ども医療費の無料化については、県内で5番までに入っております。ということもありますので、いろいろな状況、例えば県なりの制度が変わったりとか、国の制度が変わったらですね、財源的にも浮いてきますんで、そういうこともやっていきたい。私も思うところは一緒でございます。

ただその辺をご理解いただきたいというのが、今までの答弁でもございますし、今日の答弁でもございます。

それから、子ども医療費の無料化、これもですね、方向性としては、以前もお話させていただいたように、一緒でございます。ただ、県もですね、1歳から0歳まで、一部一人親とか、低所得者の話がございましたね。これが新聞によると、6歳までということで、一部の方の無料化を図っていくということなんですが、私ここでいつもね、ひっかかっているのが、医療圏の問題なんですよ。

例えば鈴鹿市なら鈴鹿の、例えば医師会で、一本のところは窓口無料化できる。そうすると、伊勢なら南伊勢、4市町だったですか、無料化できる。じゃあ紀北町の医療圏はどこなんかと。

それから、鈴鹿市でも0歳から3歳、それから他のところ0歳から6歳とか、バラツキがあるでしょう。ここのところがですね、私どうも納得いかないところがありまして、県がリーダーシップをとって、やっていただきたいというのが、今までの答弁です。

ですから、そういうことを、これからもですね、物を申していきたいなと思っております。以上です。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

18歳未満までの通院も、頭から離れない。やっていきたいというお答えでしたが、平成30年度に反映されるのかどうか。その思い、町長の思いが、お伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、申し上げたように、12月議会でそういう答弁でございますので、30年度、今、当初はですね、考えていないところでございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

当初は考えていないということは、補正ではやられる、そういう頭の片隅にあるのか。本当にやる気があるのか、お伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

子ども医療費の無料化、窓口の無料化、両方と上がる話なんですよ、医療費は。ですからですね、なかなかこういうものも踏まえた上で、どっちがどうなんかなということもございます。

だから、やらないんじゃないんですよ。やる上で、先に無料化をどんどん、どんどん押し進めていくのも、どうかなと思うし、じゃあ窓口にした時にも、必ず上ります、これはおそらく上ります。現実には他の市町も上がっているんですから。

だから、そういうこともですね、ありますんで、もう少しどうするかということをお考えさせてくださいというのが答弁です。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

考えさせてください、気持ちはあるけれども、いつまで考える予定なのか。是非そのところは、いつまで考えるのか。一刻も早くお願いしたいということしか、今は言えないのかと思いますが、頭の片隅じゃなく、大きいところで覚えておいていただきたいと思います。

続きまして、窓口無料化、県の制度なんですけれども、県が31年度から実施するということは、紀北町でもそれに沿って、実施されるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私ね、ここでも県とも食い違いがあるんです。県は一人親とか低所得者のための一部窓口無料化じゃないですか。ここが紀北町はそれでいいんかという問題もありますんで、そういうことも踏まえてね、検討したいということなんです。

それとこの子ども医療費のちょっとだけ言わせてください。気に入らんことだとは思いますが、ある施策がですね、一定水準まで来た時、それをまださらに、さらに、さらに上げていくのかというのが、自分の胸にあります。ある程度、県内で5番の、いうたら子ども医療費の無料化ができた。じゃあそこからそれをまだ上にあげていくんか。じゃあそういう予算があれば、1,000万円なら1,000万円要りますよね、もっと違うところのいうたら水準に達してない部分の上げていく施策もあるのではないかと。私は思います。

できれば一定の水準以上の、今ここにあるものより、一定の水準以下にあるところに、光を当て、そしてその弱いところへ、プラスの施策をするのが、まず本旨ではないかという思いも、中にはありますんで、ただここからどんどん、どんどん、どんどん上にあげていくのがですね、今、躊躇しているのはそこにございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

ずんずん、ずんずん上げていくと言いましたけど、もう子どもの医療費は、これで終わりなんですよ、通院で。それ以上はもう上がらないんですね。適度もなく上げていけと言っていない。もう最後のところまできておるんですね。せっかく県下で5番目だったら、

やっぱりオリンピックみたいに表彰台をめざしてほしいと思いますが、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

めざすべきところは、表彰台とは思いますが、今、練習不足、訓練不足かも知れませんね。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

是非上げていただきたい。また、子どもの医療費の、昨日、出された中でもですね、町長もおっしゃっておられましたが、初めは、9月では貧困対策というところだったんですけど、今回はそれではいけないということで、各市町で、いけないというんですか、おかしいということ、私も思いましたし、今度は政策目的が貧困対策でなく、子どもの医療を受ける家庭の経済状況に関わらず、子どもはより良い安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットの拡充を政策目的としますと。ここのところも少しは進歩したのかと思いますけれども、すべての0歳から6歳まででなく、所得制限がかなりきつくて、皆さんに行き届かないところがあります。この修正案の対象ですね。そのところを、町としてはどのようにお考えかお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃるとおりだと思います。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

是非そのこともですね、これは12月11日、月曜日に三重県で初めて議会の中で提案されたものですし、市町の意見も求めておりますので、同じ思いを、是非、紀北町から届けていただきたいと思います。

そして、子ども医療費全般のことについてはですね、6市町も県もこのように進んでおりますけれども、国はいまだに子ども医療費の無料化の制度をつくっておりません。私も何

回も町長にもお願いしてまいりました。国として子ども医療費無料化の制度をつくるよう、紀北町として意見をあげていただきたい。そのことをお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それが先ほど申し上げたね、ことなんですよ。国の制度なんかで、どっかがあげていただければ、もうその分、財源的に町の持ち出しなくなりますんで、あげられる。だから、議員おっしゃるように、我々も国や県に、そういう制度はね、県はまだ厳しいことを言ってますよね。なくすかもわからんって。そういうことも踏まえて、頭に入れた中で、我々は今、考えておりますし、国へは制度を拡充していただければ、我々としても拡充しやすいというような流れでございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

もう一度言いますけど、国は子ども医療費の制度をつくってないんですね、2割とか、3割とかというので、少し援助はするんですけど、子ども医療費の負担を。制度としてつくっていかなければ、市町も県もなかなか進みにくい。負担が大きいと思いますので、是非、国の制度として、子ども医療費の無料化をつくっていくように、町長も今までも、私が質問する、三点セットなんですね、子ども医療費。医療費、窓口無料化、国の制度として、私も何回も求めてきました。そのたびに町長もしますというお話はいただいておりますけど、再度、もう本当にこれが要だと、町長の答弁の中からも、おわかりだと思しますのでお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

国県にもね、他の町村会の皆さんも、同じ考えだと思います。だから、町村会でもですね、意見をテーブルの上ののって、それから上にあげていく。一人ひとりの町長ではですね、力はございません、はっきり言って。だから町村会の中でも、取り上げながら、そういう話にもっていきたいなと思います。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

是非、前向きにお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の、2点目になってくわけですが、教育環境拡充に向けて、ア、小学校全教室へのエアコン設置を求める。質問いたします。現在、紀北町の小中学校においては、エアコンが設置されている教室は、パソコン教室とか一部図書室にはありますが、普通教室にはない。海野はあるんですね。それ以外はありません。

昨今の気象変化や温暖化など、子どもたちの学習をとりまく環境は厳しくなっていると言わざるを得ません。特に夏場の気温は、熱中症を警戒しなければならないほどになっており、健康被害も予想される事態に近づいております。さらに今年の冬も、12月だというのに、大変寒い状況も続いております。子どもたちの学習環境を拡充するためにも、各教室へのエアコン設置が必要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

イといたしまして、トイレの改修について、紀北町の小中学校においても、和式水洗トイレと洋式水洗トイレが、両方ある状態でございます。和式水洗トイレについては、これまでも多くの学校に取り入れられてきました。また、その観点から和式トイレを残そうという人々もおりますが、一方で和式トイレの衛生面については問題があり、子どもの中にも家にはないので、学校のは嫌やなという声があります。

学校が災害時の避難所であり、そこでの感染症へのリスクも高いことから、トイレの洋式化を進めていくべきであると思っておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

教育環境拡充ということでございますね。町内の小学校、中学校、幼稚園におけるエアコンの設置状況といたしましては、職員室、保健室、特別に必要なと思われる部屋にはエアコンを設置しております。通常、児童・生徒が勉強に励む普通教室は、原則として今、エアコンを設置してない状況でございます。

近年、二酸化炭素排出に伴う地球温暖化により、年間平均気温が上昇していると言われておまして、日本においても夏場40度近い気温が記録される日があるなど、気温上昇に伴う熱中症発症の危険性は高まっております。このような状況を受けまして、学校においては夏場、こまめに水分補給を行う、直射日光を避ける、適度な休憩をとるなどの暑い日

の過ごし方について、児童・生徒に注意を呼びかけているところでございます。

また、具合が悪くなった児童・生徒に対しまして、保健室で救護することができるようエアコンを設置し、児童・生徒の健康管理に努めているところでございますが、学校における普通教室のエアコン設置につきましては、今後さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

続きまして、トイレの改修についてのご質問でございます。

近年、各家庭のトイレの洋式化が普及されまして、子どもたちにとって、和式のトイレに抵抗があると思われれます。また、怪我等で洋式トイレが必要な状況になることも考えられます。このような状況の中、当町におきましては、全ての小学校、中学校、幼稚園における児童・生徒用のトイレにつきまして、男女別に一部、または全部を洋式化しております。

また、比較的新しく改築いたしました相賀小学校と紀北中学校においては、全てのトイレを洋式化としています。以上です。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

今、町長のお話もお伺いしましたが、学校の教育長のお話もお伺いしたいと思いますが、教育委員会としては、どのようにお考えですか。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島起郎教育長

教育委員会としてご答弁をさせていただきます。

まずエアコンについてですけれども、今、町長の答弁のありましたとおり、普通教室には今、設置をしておりません。本来ならば今、子どもたちが生活する環境が変わってきていますし、それから気象も変わってきていますので、勉強に集中できないとか、やりにくいというような状況が生じているということは、現状承知しておりますけれども、夏休み等もありましてですね、暑い時期の過ごし方について、子どもたちに指導をしているところでございます。

もう1つはですね、これちょっと大きな話になって申し訳ないですけれども、日本人はですね、四季の中で過ごしております。その四季の中で、暑さ寒さを感じながら、また楽し

みながら過ごしておりますので、成長期における子どもたちもですね、十分そういうことも自然に触れるというか、親しんでもらって、その上で成長してってほしいということもありますので、今そういうちょっとそういう考え方で、普通教室についてはですね、エアコンの設置というのは考えておりませんが、先ほど申しましたように、特別な事情が生じると、繰り返しになりますけども、勉強が本当にしにくい環境になるとか、それから、窓が開けられないような環境ですね、騒音がひどい、都会だと思えますけども、騒音がひどいとか、臭いが入ってくるとか、そういう時に窓を開けられませんので、そういうことでは特別な事情が発したら、早急にエアコンをですね、設置しなければならないというふうに思っておりますけども、今のところ、子ども今、元気に過ごしております。

それから、学校では水筒も持参をしてですね、随時水分を補給するということも、対応はさせてもらってますので、そういうところで今、乗り切っているんですけども、このままちょっと状況が進めばですね、検討はしてかんならんかなというふうには思っております。

それから、次にトイレのこともいいですか。トイレのことはですね、確かに本当にどの施設も、洋式化になってますので、これは計画的に、年次的に計画をしてですね、進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

この問題は初めて私、提案させていただきました。先日、毎年、請願が出されております。今年も請願ではなく、議会の議員の署名をとということで、県教育予算の拡充を求める署名のその請願の中にもですね、PTA連合会、公立園長の会、教職員の会で、このように出されております。子どもたちの安全の中でも、そのことが十分にうたわれておりますので、教職員の方も、毎年の紀北町の予算の中に、このことも含まれているのではないかなと思われませんが、そここのところはいかがですか。

家崎仁行議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

エアコンの設置につきましては、この29年度においても、一部の学校で、幼稚園でございまして、実施をしております。また、トイレの予算化につきましても、本年度一部の学校で予算化をして、実施を計画しております。以上でございます。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

教職員のほうからも要求が出ているということですし、災害の避難所でもあると同時に、教職員の方、妊産婦の方ですね、洋式トイレでないと、安心して仕事もできない部分もあると思いますので、是非、検討を、前向きな検討にしていきたい。そのことを申し上げまして、3番目、もう時間がありませんので、進んでいきたいと思います。

仮称、もう3分しかありませんので、三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱（案）について、三重県が10月に仮称指導要綱を発表し、パブリックコメントも実施し、それも終了いたしました。紀北町では上里地区の汚染土壌の問題がありました。この運動でこの案ができたのだと私は理解しておりますし、これからもこの条例、指導要綱が進むと思いますが、昨日の前者議員の質問に対する見解は、有意義なものだという短い回答でありましたが、より詳しい見解を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

三重県の指導要綱についてのご質問に、お答えさせていただきます。

三重県が準備している、汚染土壌処理業に関する指導要綱につきましては、事業者が事業を進めようとして起こる弊害を回避するもので、事前に必要と考えられる手続きと具体的行動が明示されるものと認識しているところでございます。

環境悪化などを懸念する住民及び三重県内の市町にとって、大変意義のある制度でございます。何よりも許可権者である三重県によって制定される。この意味は大変大きいものだと思います。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。時間が残り少なくなりました。質問内容をまとめてください。

9番 近澤チヅル議員

有用なものであったということですが、住民説明会などについては、細かく説明されるようになりましたが、住民の合意が必要というところはありませんでした。昨日のお答えの中にもありましたが、そのところについては、町長はどのようにお考えですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはあくまでもですね、事前手続きをこういうことをしなさいよというような要綱でございませう。それで、法との整合性を考えて、その同意まで取り付けることは、要綱の中では文言として、それは法との整合性、瑕疵はないかということからするとですね、そういう文言になったのではないかと考えております。

家崎仁行議長

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

もう時間もありませんので、これはですね、12月10日に初めて県議会の常任委員会にも提案されて報告があったところで、新しい問題ですので、気づいたところは、是非、来年4月の施行に向けて、紀北町としても意見をあげていただきたいと思っております。

それで、国保のところ、私、法定外繰入をして、それを基金に積み立てることが、これからの6年間後の紀北町の保険料には最も大事だということを、言い忘れておりましたので、是非そのところも頭に入れていただき、町民の明るい30年度が迎えられるよう、町長よろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

家崎仁行議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩いたします。1時まで休憩とします。

(午前 11時 38分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

次に、3番 原隆伸君の発言を許可します。

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

こんにちは。議長の許可を得ましたので、12月議会一般質問をさせていただきます。

まず1番といたしまして、水道水源保護審議会の付帯意見について、上里の汚染土壌処理施設計画は、水道水源保護審議会会長及び委員の多日にわたる、慎重審議の結果、水道水源保護条例の規制対象事業場と認定された。また、事業者からも撤退宣言が出され、一段落した。しかしながら、この結果に至るまでに、紀北町船津川の水源を守る会、野間会長の働きかけも忘れてはならないし、二度とあってはならないことである。水道水源保護審議会の答申では、水道水源だけでなく、環境全般について、騒音・粉塵などの対策を講じられたいと付帯意見を付けている。

町長は第2次総合計画の中で、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～との将来像を描いている。しかしながら、水道水源保護審議会の付帯意見の対処法が明示されることはなく、残土の盛土が拡散している現状にやるせない思いである。

そこで町長に付帯意見の実施計画についての早急なる対処法について、所信を求め、合わせて早期実現へのプロセスをお聞きしたい。将来に不安を抱く住民に、一刻も早く安心・安全なまちづくりを明示していただきたい。

町長の答弁を求めます、よろしくお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、原議員のご質問にお答えさせていただきます。

水道水源保護審議会の付帯意見ということで、ご質問いただいております。

紀北町として、環境全般に関わる施策を講じられたいという水道水源保護審議会の付帯意見につきましては、多くの住民の皆様のご心配を代弁していただいている、大変重要な意見であります。

紀北町の豊かな自然環境を次の世代へ受け継いでいかなければならないという認識のも

と、環境全般に関わる施策の具体的な施策を調査検討しているところでございます。しっかりと検討した中で、何らかの方策を見出していくべきと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと、そのように考えております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

9月議会から3カ月経って、また検討中という言葉はですね、ちょっと信じられない。もう道筋ができてなきやおかしいと、私はそのように思います。そういう観点から再度、もう少し詳しい答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、いろいろな市町のことも検討、考えさせていただいて、法との整合性等も捉えていかなければいけないので、そういうところを調査研究中でございます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

私はもう過去のことは言いたくないんですけども、上里のこの汚染土壌問題が起きて、反対決議がなされたのは、12月17日やったんですね。私は12月やったんですね、その2日後で楠井先生にこういう問題が起こりましたと。これは大きくなっても、小さくなることはありませんと、消えることはありません。前後策について、ストーリーを描いてくださいと、直接会ってお話しました。

その後いろいろありましたけども、そのストーリーが描けてないような感じを受けたんですけども、この水道水源保護審議会の委員の皆さんにはですね、忙しい中、分厚い資料をですね、読んでいただきまして、大変苦勞をかけたと思うんですよね。その中で、こういう問題が二度とあってはいけないというところから、この付帯意見が付されたものと、そのように考える次第。

そういう観点からですね、私も思うんですけども、土壌汚染対策法から考えるとですね、この問題は偶然にも水道水源の上流であったがために、止められたんであって、これは他のところでなされれば止める方法はなかったです。

だから、一刻も猶予はできないんですよ。要するに後手に廻ったら大変な問題が起こるんです。だから先手・先手を打って、行動していかないと、何もできないことが起こるんです。その認識をどのように考えているか、再度お聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

原さんおっしゃってね、こういうことが起こらないようにということは、十分わかります。ただ、質問にもあるんですけども、宣言に伴い残土の問題が解決できるとございますけど、これやっぱり法的な部分とか、そういうものを考えて、例えばいろいろなことで、条例をどんどんつくることによって、既存の法律以上のことで、なかなか止めることは難しいというは、私の認識でございます。

ですから、思いはいろいろな意味では同じです。土染法に基づいて、今、県も要綱を作成していただいているんですが、こういったものもですね、全てそういったもので、町が縛りをかけながら、全部できなくするかということは、法律的にいかがなものではないかということで、いろいろなことを今、検討しているところでございます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

この問題は、今、残土のことを問題にしていますけども、この付帯意見はですね、環境全般についてですから、環境全般について、土壌、騒音、粉塵、ここらについてですね、その基準値に対する対策を、どう講じていくかと、そこをまず考える必要があると思うんですよ。その中の1つとして、残土問題も当然入ってくると。

特に町長のいうですね、豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれる町、そして我が町紀北町はですね、第1次産業が主というんですか、主として育ててかなければならん町でございまして、1つ間違うとですね、第1次産業が成り立たなくなる。そういう将来像を描けばですね、おのずとやるべきことというのは出てくると思うんです。

先ほど町長がおっしゃったように、条例というのは、法律的なこともいろいろと考える必要があります。それはいずれにしても、やらなきゃいかんけども、まず町長が本当に豊かな自然、それで第1次産業を守っていくんだと。この町を一步でも二歩でも前へ進めていくんだということであるならば、例えば1つの環境宣言というんですか、そういう宣言

をですね、まずこの12月議会で成立させる、もしくはもう12月議会で宣言を出すというよ
うな、一刻の猶予もならない形で、町長の意思表示をする必要があると思うんです。

それが、町長のいう豊かな自然、そして紀北町を守るんだと、町長としての責務である
と、そういう考えから発すれば、おのずと取るべき道は出てくるはずですよ。

そういう観点からは一応のプロセスというんですか、考え方というのはあるはずですよ
で、その考え方について、もう一度お聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

宣言はですね、今、考えているということで、したがいまして、この12月では宣言、宣
言とは限りませんが、条例も含めてですね、考えているところでございますので、この12
月では無理ですということ、まずお答えさせていただくんですが、まずですね、今、お
っしゃった産廃法とか、汚染土壌法とか、騒音防止法とか、いろいろな法律があるんです
よね。その法律を、今、先ほどの冒頭のほうの質問の基準値を変えてとか、基準値でし
ばれとか、おっしゃっているんですけど、法がある中で、法をどんどん、どんどん変えて
すね、その基準値を変えるということにはできないと思います。

これはもう弁護士等もそういう認識であって、法との整合性をとった上での条例なり、宣
言なり、そういうマニュアルをつくるということは、十分必要なことだとは考えておりま
すが、ここにあるように宣言がすれば、何もかも止まる、止められる、自分のいうとお
りになるということは、法的には難しいと、私は考えております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

いや町長のおっしゃることはそのとおりですよ。

だから、それをその考え方をですね、運用というんですか、なんていうんですか、その
法律のしぼりに関わらないところにおける、町長の思いをですね、出す、町長の思いとい
うのは、豊かな自然、自然を守っていくんだということであるならば、そのためにはどう
せないかんのかと、どうするのかと。

それで、法律的なしぼりのかけない方法で、なんかええ方法がないのかと。そういう考
え方するべきやと思うんですね。

千葉県条例の中で、11月25日だったと思うですけども、残土条例が改正されてますね、残土については、要するに崩れたり、いろんな問題が起こる可能性があるからということで、各地方自治体、千葉県における自治体ですね、意見を尊重するというようなことを書かれてました。

私、昨日それを確認しようと思っただけど、確認できなかったんですけども、町長はそれについて、読まれてなんか考えるところはあったかどうか、ちょっとお聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、環境全般に関するですね、考え方を出示してきます。それとですね、環境全般にかかる施策というのは、宣言、条例ばかりではなしにですね、そういったごみのポイ捨てとか、いろいろなことを町として、しっかりと取り組んでいくことが、環境に関わる施策にもつながることだと思います。

ですから、私は宣言を出す、条例をつくるばかりではなしに、紀北町全体でそういう姿勢を見せていく、それは議員のおっしゃるとおりでございますので、私はそれは取り組んでいきたいと思っております。

他県の事例、これは残土のほうで、お話をさせていただいてよろしいんでしょうかね。

これもですね、我々は環境課を中心にいろいろと、調査研究をしてみいました。そういう中でですね、どういう文言が入っているか、基本的には環境基準に適合しないとかですね、危険な状態、そういったものをどうしなさい。どうしましょう。そういう話の条例なんです。

この条例をしたから、もううちでは残土は積めないよ。汚染土壌はだめですよと、そういう話で、県の汚染土壌の今度の要綱もですね、基本的には何を言っているかと、事前調整を先にしなさいと、関係市町とか住民の皆さん、そういうことが行われてないと、許認可申請まではできないですよということを示したのが、要綱でありますんで、先ほど議員おっしゃったように、法でできないものは、なかなか難しいというのが、今の現状でございまして、ただ姿勢は議員おっしゃるように、環境に対する宣言なり条例なり、いろいろなことをこの町では難しいよねという思いを、いろいろな方にいろいろな業者、この土砂ばかりではありません。いろいろなことで環境を守ってほしいよと、紀北町で産業をする限りは、そういう話の中で、我々としては取り組んでいかなければいけないなと思って

おります。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

そうなんです。町長の思いはですね、まず前面に、第2次総合計画に出ていますけれども、その中でやっぱり水道水源保護審議会の皆さんが、一生懸命やってくれたんですから、そして、こんな問題が二度と起こらんように、ということで審議委員の皆さんが付帯意見として書いたんですから、その審議委員の皆さんの思いをですね、実現するためにはどうしたらいいのかと、それを町長の思いとして、なんか早急に対策を講じる必要があると、私はそのように思います。

ちょっと私、ちょっと話変わりますが、ちょっと残土に、ちょっと今いろいろと言われてますんでですね、ちょっと私、調べてきた資料、ちょっと説明しますけれども、やっぱりこの紀北町というのは、山がありますけれども、土地が少ないもんですから、今、残土あっちこっち埋めてますけれども、これ以上これが進みますとですね、なんかトラブル、雨降ったりなんかして、崩れたりなんかすると大変なことになると。

特に地震がありますんで、地震によって崩れると大変な状況を生む可能性があるということですね、この中でA社ではですね、約10万弱、去年の12月から今年の11月までに搬入しているわけですよ。

B社では、約9万t搬入しているわけです。土地は少ないこの紀北町でございますんで、これ以上いろいろと入ってくるとですね、トラブルになる、もしくは取り返しのつかないことになる可能性があるということで、法律整備は直ぐにはできないですから、町長の思いをですね、私は紀北町、豊かな自然、にぎわいと笑顔をあふれる町、これは町長が健康と、健康を主においていますが、当然、町長の思いとしては、健康というのを前面に出しているけれども、やっぱり産業というのは、もうわかりきったことやから言わないだけやと、私は理解するんですけども、第1次産業、水産にしても農業にしてもですね、もう1回、汚れてしまうと、元へ戻らない。そういう観点からですね、一刻も早い、何らかの方策は必要であると。

この法整備については、先ほど町長が言ったように、なかなか難しい面があります。あるけれども、難しいよと言っていったら、いつまでも解決できないから、その難しいところに至らないで、町長の思いを示す方法というのは、あるはずですよ。そこをもう一度お聞き

します。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、産業のお話なんかもありました。例えばね、環境に関する施策の中では、そういった外から運ばれたり、いろいろな問題もありますけど、いろいろな環境に対する施策というのは、どういう方面からあると思います。例えば丸つきり関係ないようですが、市場の衛生化などもですね、これも環境、商品としての魚の衛生管理を行うことによって、紀北町は環境的にも力を入れているんだ、そういう安全・安心の町からきたものなんだと、そういうことでございますので、いろいろな施策がですね、この環境に関する施策へも結びつく部分があるかと思います。

それと健康と産業はですね、先ほど議員おっしゃったように、私いつもこの将来像の後に言っていることが、人、地域、産業、各種団体、それから活動、これらが全て元気ということでございますので、産業はもちろん入っております。それで、第1次産業を守るためには、やはりそういった基本的な環境も守らなければいけないと、そのように思っておりますので、我々としては、そういったことにしっかりと取り組みながら、環境宣言等を条例と、法との整合性をとりながら、前へ進めていきたい、そのように思っております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

町長の言っとることはわかりますけどね、かつて海山には非核三原則の宣言とかいうのがありましたんでね、そういう町長の思いを、第2次総合計画にありますけれども、その第2次総合計画の中ですね、その環境に対する思いをですね、1つそこだけ抜き出して、何らかのことをやるという方法もあろうかと思うんです。

これ以上言ってもですね、町長も感じ悪くするし、内心ではわかっていると思いますんで、私の思いを十分踏まえて、できるだけ早い対策、ものごと全てそうですけども、後手に回ったら終わりです。取り返しがつきません。だから、今度の台風21号についてもですね、安全・安心と言ってるけども、本当に安全・安心に対する対策をしたのかと、私はそういう思いを抱きます。

地震についてもそうです。想定外、私、町長はおそらく、私の懸念することが起きたら、

町長は想定外というでしょう、私にとっては想定内なんです。ということになりますんで、そういうことないように、ひとつよろしくお願いします。

2番目としまして、自主財源の拡充策と未解決問題の解決プロジェクトについて、自主財源の拡充策は、ふるさと納税が一番の方法と思われます。そこで、議員も参加した拡充策への取り組みプロジェクトを提案します。

町長の所信を伺い、早期の実現時期を明示していただきたい。

農林水産業の産業振興策についても、同じような感じですけども、今、私はふるさと納税について、今ちょっと言いましたけども、ふるさと納税についてはですね、私の資料の中のふるさと納税についてのところがあります。

確かに増えてます。今朝の新聞によりますと、今朝だったですかね、尾鷲ではふるさと納税3億円と、私は今までもふるさと納税の額に目標を定めてやったらどうやと、こういうことをやりたいから、これぐらい要るんだと、そういう思いで、ふるさと納税を力を入れたらどうやというようなことを、かつて提案したこともありましたが、やはり何割増しじゃなくてですね、2倍、3倍、そうしていくには、どうするんか。

私、ふるさと納税のところで一度、お話を聞きに行ったことがあります。そうしたら定めがこうだから、どうのこうのというところに行き着いたり、いろんなところに問題があって、前へ私の話は進みませんでした。

物事を解決するためには、そこを何とか、いい方法を考える。そのことによって、一歩も二歩も前へ進む道が開けるんですね。そういう意味から新しい発想を持って、新しい目標を持って、ふるさと納税に取り組んでいく。これはもう一番の財源です。このふるさと納税を増やすことによって、いろんなことができます。

だから、これについて、町長はどういうふうに考えているのか。また、議員なんかの意見なんかも取り入れて、これを前へ進めていくんだという意味は、どの程度あるのか。やっぱりふるさと納税の実績を上げるとこというのはですね、やっぱり歴史のあるところが多いんです。わが町では歴史的なものは、あまり多くありません。

しかし、育てていくというんですか、要するにふるさと納税の返礼品に力を入れることによってですね、このふるさと納税の拡充と、それから産業振興策の交差によって、産業が育成される可能性というのは、十分に秘めていますんで、そこら辺、この中で農林水産業の産業振興ということも書いていますけども、加工なんか力を入れることによってですね、そこら辺が充実してくる可能性を秘めていますんで、そこら辺について、町長はどのよ

うに考えているか、お伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自主財源の拡充策ということで、ふるさと納税のお話をいただきました。少し状況をお話させていただきます。

平成29年度は11月末現在で、3,283件、8,958万7,316円の寄附額となっております。これは昨年同月と比較いたしまして、件数で1,242件、60.9%、寄附額で4,048万9,351円、82.5%の増となっております。ふるさと納税の拡充策についてでございますが、ふるさと納税返礼品制度を適切に推進するため、副町長を中心に関係課でふるさと寄附金検討委員会を設置し、定期的に会議を進めているところでございます。

これまでも推進状況の確認やさまざまな検討を、この会議において行ってございまして、今後も拡充策を含む、ふるさと納税に関するさまざまな課題について、この検討会でも対応していきたいと、そのように考えております。

以前から比べるとですね、27年10月にスタートした頃は、1つのコースで31品目、19業者でございましたか、その後、どんどん追加いたしまして、拡充をしまいいりました。季節限定品とかですね、そういったものもいろいろと用意してございまして、今、平成29年10月時点において、169品目、45業者が、これに携わっていただいているところでございます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

ここの問題で言っても、問題解決の糸口が見えそうもありませんので、次の2番目のですね、紀伊長島町における年山の問題について、未解決部分については、職員のみで解決が困難であると思われると。

この問題、私言い出してから、1年になります。まだ4割が未解決だということでございます。町長は選挙において、公正公平ということが一番にあげてございました。その点から考えてもですね、まだ4割もあると。

そして、この4割というのは、解決できるものは解決できている。解決の困難なものだけ残っていると。この困難なものは職員だけじゃ無理なんじゃないかと。だから、専門家とか、いろんな人が入らないと、おそらく解決ができないんですね。もう解決できないと

いうより、解決を早くしなんだら、もう本当に大変なことになるんですよ。そういう意味でも、議員もこの中に入って、一緒に解決していこうと、そういうことを町長が、そうでもして早いこと解決したいんだという思いをですね、持たなければ嘘やという観点からですね、先ほどのふるさと納税についても、もう本当にふるさと納税が、金額が増えて、返礼品が増えりゃあ、産業も活性化するし、1次産業に携わる人たちも、やりがいがあり、逆にこの環境に対する取り組みが遅くなれば、要するに1次産業に携わっておる人が、前向きな思いがですね、水をさされるということになりますんでですね、そこら辺をできるだけ早く解決するにはどうするか。

最後に、最後と言ったらおかしいんですが、もう一度お聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず年山のお話をさせていただきます。年山はですね、確かに早く解決しなければいけないという思いでやっております。

そういう中で、段階を決めながら、今やっておりますんで、一定の所有者の確認、相続の確認さえできれば、あとは意向調査等をやっていけばいい話なんですけど、その初めの段階がですね、大変そういう書類の整理とか、できていないもんですから、なかなか難しかった。

それが今、徐々にどれだけ難しいものがあって、どれが進みそうなのということも、今できてきました。それでこの問題につきましてはですね、個人情報固まりのようなものでございます。ですから、役場の職員でやるのが適切であり、そしてまた、問題・課題はそれぞれ法務局や弁護士、そういったものと相談しながらやっていく、これが守秘義務の中で動くメンバーでやるのが、適切だと私は考えております。

それからですね、プロジェクトの先ほど、ちょっと答弁漏れだったと思うんですが、プロジェクトの問題ですね。議員も参加してという、この部分のことにつきましてはですね、今、議会の方針といたしましてはですね、委員会や審議会から議員はおりましようよと。それでチェック機能としての議会としての本来、議決権や、チェック機能としての本来の機能しましようということ、私が議員の時からもですね、そういった方向で、住宅の選考委員会とか、奨学金選考委員会、そういったものからいろいろ下りていると思います。

ですから、このワーキンググループにおきましてはですね、議員が参加というよりも、

いろいろ関係の方が入って、やっていくのが適切じゃないかなと思っております。

それと議員はですね、こういった一般質問の場、それからいつでも担当課へ来て、お話しして助言をしていただける立場でございます。現に原議員がおっしゃった5,000円のコースもですね、一般質問いただいて直ぐ対応させていただきました。

ですから、議員というのは、そういったところの場所にいていただいて、いろいろとチェックをしたことを、気づいたことを助言していただければ幸いかなと思っております。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

議員が参加するというよりもですね、今、職員はもう手一杯じゃないかなと。職員は本当にこれから紀北町を前へ進めていくためには、いろんなことを、まだやることは、いろいろあると思いますんでね、問題解決を一刻も早くするには、どうするかというところから、私は1つの案、その中で、この中に議員もですね、入ってもらえればなど、町長が思うのであるならば、そういうことも1つの方法かなと。

問題はいかに早く解決するかということでございますんで、形式にこだわっておることじゃ、場合じゃないと思うんです。問題をいかに早く解決するか、そのためにはどうしたらいいか。それしかないと思います。

そういうことでですね、町長には、この問題だけではなしにですね、私が今まで言ってきたことについても、後手に回ったら終わりですんで、先手先手を打って、次の手を、後で後悔せんでもいいように、あっ、あそこでこうしておいたんで良かったなということが、常に考えられる余地を残したですね、考え方と行動。

問題は一刻も早く解決するという気持ちになれば、それなりの考え方が生まれるはずなんです。ということで、ここはそのまま置きます。

それともう1つはですね、ここは年山の問題ですけども、他にもこの資料の中にですね、古里温泉の資料をちょっとつくってみたんです。私、商売やっている人間でございますんで、前年比マイナスというのは、なかなか容認できないと、事実であるならば仕方ないんですけども、そうならないように、いろんな努力をするんですよ。

だから、ここで前年比マイナスとかいうことがあるということは、やむを得ん要素もあるかもわかりません。しかし、そのやむを得ん要素を潰していく、どういうふうにしたらいいのかという努力をしていけば、おのずと結果は出てくるはずなんです。結果が出ない

ということは、そういう努力をしてないと考えざるを得ない。まして、古里温泉についてはですね、2年に1回、1,800万円要るんですよ。

私、去年、一昨年に、赤字ということを言いましたけども、それまでにも赤字であった可能性は強い。しかし、去年、一昨年、わかる資料だけで判断して、赤字ですということを行いました。去年も一昨年赤字で、私の計算上、初めて赤字、今まで赤字であったかもわからないですよ。あるべき資料を精査したところ、去年で赤字になったと。そうですね、昨年度も赤字、今のままでいくと、今年度も赤字になる。

ここの中にですね、平成29年度4万9,559人としましたけども、現状に去年の実績をそのまま当てはめて出したんですけれども、このきいながしま古里温泉の損益分岐点が5万4,000人だと思っているんですよ。今の状態じゃあ、そこにたどり着けそうもない。町長にまずなぜこういうような状態が生まれているのかということ、1つまずお聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古里温泉につきましては、いろいろとご提言をいただいております。もちろん黒字とまではいなくても、赤字にならないような経営節減、いろいろと支出の抑制などやっております。

それから、サービス向上、リピーターの確保しておりますけれど、議員ご指摘のように、今、単独的にですね、収支を、黒字を出せていないというのが事実でございます。そもそも論、全体論よりも、赤字黒字の時に、悪いとは思いますが、これはですね、古里温泉は約、平日8割近くが地域住民、紀北町の方でございます。

そういったことからすれば、住民の健康増進の場、癒しの場、そしてですね、古里温泉の、民宿のですね、外湯というような役割で、民宿村の魅力アップにもつながっております。そういったことで、議員おっしゃるように、こういった単独施設のですね、黒字化を求めるのは当然のことでございますので、我々としても今後、努力していきたいと思えますし、また議員もですね、今まで度々ご質問のたびに、いろいろご提案をいただいております。

ご提案をいただければ、いろいろとそれも取り入れられるものは取り入れていきたいという姿勢で、今までもやってきておりますので、ご理解の上ですね、いろいろとご提案があったら、ご提案ご指示をお願いしたいと、そのように思います。以上です。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

いろんな考え方がありますが、私は結果責任だと思うんです。努力してれば結果は出るんです。出ないということは、努力してないということなんです。だから、紀北町の将来を考えた時に、ふるさと納税による自主財源の拡充策、それから要するに、重荷となる施設については、そうならないようにするのはどうするか。真剣に考えてやっていただきたい。真剣に考えたら結論は出るはずなんです。いい結果が出るはずなんです。出ないということは努力してないからです。

私はこの場では避けますけれども、毎月節減になる方法を提案しています。年間、私のあれで、年間60万円節減できるように提案しています。そこまでやっていますんで、町長自身はもっともっと責任ある立場ですから、十分やっていただきたい。そのように思います。

じゃあ最後になりますけども。

家崎仁行議長

質問をとりまとめてください。

3番 原隆伸議員

あと1つだけ、前者議員が言ってますんで、リフォーム補助金による活性化策についてですね、町長にこれもできるだけ早くやっていただきたいということを、重ねてお願いしましてですね、最後に町長の思いをですね、もう一度お聞かせ願いたいと。よろしく願います。全体的なものですから、一体的なものですから。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、リフォーム補助金ということで、これは前者議員にもお答えさせていただいたんで、いろいろな角度から検討しながら、前向きに行っていきたいということでございます。

それとですね、全体論の単独赤字、黒字の話もございますが、基本的には我々のような小さな基礎自治体はですね、BバイC、費用対効果、そういったものを単独収支を求めるのは大変難しい地域でございます。

そういったことからすると、いかに住民の福祉、そういったこと、満足度、健康増進と

か、いろいろな角度からですね、ストック効果をどうやって生み出すかということが必要だと思っております。我々としては財源も限りあることから言って、フロー効果ばかりでなしに、1つのものをすることによって、我々紀北町の星で、例えば五つ星っていいですよ。その星が徐々に上がる。そういうものが総合的な効果をもたらして、多様な長期間において、その経済なり住民の福祉向上を、健康増進、そういったものにつながるような施策を行っていかねばいけないと思っております。

ただですね、議員おっしゃったように、黒字化をめざせるものは黒字化をめざして、頑張ってもらいますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

家崎仁行議長

原隆伸君。

3番 原隆伸議員

それじゃあ最後に、住民の税金でございますんで、住民が納得するような使い方をしていただくようにお願いします。

そして、町長はこの間、背中を見せていくんだというようなことを言ってましたんで、それは実行することで、背中を見せるんですよ。またある支援者は、町長はまだまだ余力があると、深みがあるんだと、まだまだ伸びしろがあるというようなことを言ってましたんでですね、その伸びしろを本当に背中を見せてですね、私がいっとる、やったら必ず結論が出るんです。ひとつよろしくお願いします。

では、私の一般質問、これで終わらせていただきます。

家崎仁行議長

これで、原隆伸君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、2時まで休憩とします。

(午後 1時 45分)

家崎仁行議長

引き続き、会議を開きます。

家崎仁行議長

次に、13番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

まずですね、先般の自治会との話し合いの中でも、議員に対する厳しい質問が飛びました。それで、基本的には私どもは、議会から次の議会までのあいだの間にですね、議会への報告をし、一般質問での報告をし、その次の2、3週間は、住民の意見を聴き取り、そして次の2、3週間は、次の議会への一般質問を準備するというのが、松阪市ではこのようにやっているわけです。

私も今までそのようにしたいと思ったけども、なかなか後で一般質問の議事録を見ますと、その理事者の回答がですね、非常に曖昧模糊な部分があってですね、できない部分が多いんですよ。だからもう簡潔に答えていただきたいというふうに思います。

できなければできないでいいわけですよ。県にも要望し、国にも要望しなくちやいかん問題も、財政の問題もあるわけですから。一住民からの要望及び取り扱い、要望書の取り扱いについて、取り扱うまでの手順を示されたい。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

取り扱いについてということで、お答えをさせていただきます。

住民の方々からの町への要望の手順といたしましては、基本的には要望案件について、各地区の区長さん等にご相談をいただいた上で、地区からの要望書としてまとめていただきまして、町に提出していただく。これからスタートいたします。

要望書の提出先につきましては、本庁、海山総合支所、どちらへ提出していただいても、同じように受付処理をしているところがございます。受付窓口は住民課となっております。その後、案件を担当する課へ、速やかに決裁処理するとしております。そして、内容

もコピーして渡しているところでございます。

ただし特に緊急性を要するものや、危険性があるものに関しましては、ただちに担当課と副町長、教育長、私に連絡が来るような仕組みとなっております。

要望案件につきましては、関係各課と十分慎重に協議した上で、緊急性の高いものから事案の解決に向けて取り組んでいるところでございます。しかしながら、要望の中には、国や県等に関する案件も大変多く、要望件数も多く、大変難しい案件となっていることもございますので、全ての要望になかなかお応えしていくことができないのが事実でございます。

地方自治体を取り巻く環境は厳しく、行政として思うように進まないことが、多々ありますが、議員がおっしゃいますように、多くの方のご指導を仰ぎながら、また、早期解決のため組織化の検討やスケジュール管理を行う等をして努力してまいりたいと思います。

また、回答につきましてはですね、我々としてもできないものはできないとはお話ししたいんですが、できる限り努力をしたあげく、できないのならできないと。そういうふうにしていきたいと思いますので、なかには検討するとか、勉強するとか、前向きにとか、そういう言葉も使いますが、それは我々の思いもありますので、ご理解いただきたい、そのように思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

今の回答にあったわけですが、一住民の要望は、県や国へ要望しなくてはならない事案もありますが、即応性の必要なものは、鋭意取り組んでいただきたいと、なおかつ取り組むべきだと思います。これは今の回答でよろしいわけですね、町長の回答は。鋭意取り組んでいただくと。よろしいわけですね。

それからですね、引本トンネルにおける事故は、9月7日、事故はですね、3回目と聞いているわけです。2回目はどういう事故であったかは聞いてはおりませんが、1回目と3回目は、被害にあわれた方の生存権まで及ぶ重大な問題なのです。取り返しのつかないことに波及する可能性も持っております。

一住民の要望の中にはですね、緊急性を要するものもあれば、将来の危険を暗示するものもあるわけです。だから、この要望というのはね、私は非常に貴重なものであるというふうに申し上げたいわけです。

1つの例として、平成16年の河口閉塞の問題についてもですね、私が議員になってから、いろんな方の話を聞いたところによりますと、長年にわたってですね、詰まりかけるとジョレンを持って水みちをつけると、これでもう流れが良くなって、それで水みちができて、閉塞することがないようにしてきたという、あるわけです。方もいました。ところが16年の時はですね、何人も役場へ行ったけれども、言いに行ったという人もおりました。

しかし、諸般の事情、いわゆる平成16年5月12日にとったばかりであったので、県としては予算の関係もあったんでしょね、残念なことに、8月の台風が小笠原のほうから直接、我が東紀州のほうへ向かってきたためにですね、その台風の低気圧で一気に詰まってしまったという歴史があるわけです。

それで、その時に建設課長や農林水産課長が、何回も県へ行ったと。しかしながら、応じてもらえなかったと。これを聞いた後、私は誰がどのような形で、県のほうへ陳情に行ったか、あるいは首長が行ったのか、聞きましたところ、数カ月経っているから、もう時効だというふうで、けられたことがありましたけども、そういう一つひとつの小さな要望の中に、非常に将来を予測するですね、ものもあるということ、是非認識をいただきたいと思うわけであります。

それからですね、私が受けた、陳情を受けたケースではですね、日曜日バスに乗ったところ、運転手からですね、赤石で落石があると、それで後続の車が、それに乗り上げた場合に、重大な事故につながるよという指摘を受けてですね、そのバスの中から本庁に連絡して、建設課のその長島の方からですね、工務のほうから、現地へ数時間後に来ていただいて、それで措置をしていただいたというケースもありますし、また、白浦へ走る途中にですね、道路の小さな陥没があって、それを見つけてですね、建設課へ行ったこともあります。

それから、JRの駅の前、これは前から気になっておりましたけれども、ちょうどJRの管轄内ですけども、鉄板がガタガタして、高校生なんか怪我する危険性があったもんですから、これも同様に申し上げたところですね、係長ですか、課長補佐ですか、JRと交渉していただいて、それも固定していただきましたケースがあります。

このようなことがありまして、いろいろ勘案した場合にですね、一住民にとってもですね、憲法で保障された請願権もありますし、陳情権というものもあります。直接、緊急を要する問題について、役場へ言っていただいても結構ですし、私のところへ言ってきていただければですね、即座に役場に伝えると、議員には執行権がございませんので、とにかく

もう伝えるというふうに、私しているわけです。

それから、今回の事故について、要望書がですね、町のほうへ届いて、それで急きょ危機管理課のほうで起案して、尾鷲警察署及び建設課のほうへ届けたということを知っていますね、何月何日に届いたということを知ったところですね、なかなか答えられなくてですね、最終的には9月22日であったということでした。

これは、どうしてその11日に起案をされてですね、11日か12日、なんで建設事務所なり、9月22日までですね、尾鷲警察なり建設事務所へ行くのが遅れたのか、その辺、ご回答願いたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、まず全般論をまずお話させていただきます。

議員おっしゃるようにね、それぞれの地区から出てくる、また個人から出てくる要望というのはね、大変重要なことだと位置づけております。また、そこから大きな施策に結びつくこともございますので、我々としてはですね、要望等についても、それぞれの各担当課で、現場をただちに確認したりですね、これをどうするかという協議は行っておりますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

また、引本トンネルの話につきましては、担当のほうから答弁をいたさせます。

家崎仁行議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

ただいまのご質問にご回答いたします。

起案につきましては、9月11日に起案をいたしまして、提出するように準備をいたしました。

それから、決裁をいただきましたので、その決裁にある程度の日数が要しました。それで決裁後の9月22日に、担当職員が尾鷲建設事務所と尾鷲警察署に、要望書の複申を持参いたしております。以上です。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

誰かを庇っているんでしょうけども、これだけの日数が経つということは好ましくないということを申し上げておきます。

それから、町長その私、先ほどの中で言った陳情権、請願権があるということについては、よろしいわけですね。議員に直接言ってくる場合もあるし、その場合は議員が緊急性を察知したら、ただちに理事者、大きな問題があれば理事者に伝える、そうでないものについては、各担当課に伝えるというふうにしているわけですよ。住民各位にあっても、やっぱり時間がかかりますから、要望書をつくっていたりしてもしますね。緊急であれば当然、議員のほうにも言ってくるわけですよ。これはもうそれでよろしいわけですね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

請願権とか、陳情権とか、議員、そういった権利とか、そういうことじゃなしにですね、議員の皆様もまちづくりの1人です。いろいろな提案は個人でいってですね、こういうことを聞いたよと、ご指導いただければ、それぞれの担当課もですね、それについて現場確認もいたしますし、やっていきます。

ただ、1点だけちょっとお話をさせてください。

要望とか請願の流れ、県なんかへいく場合ですね、県が出させていただきます。県は県でいろいろ検討した上で、その対応というものを、予算の絡むものであれば、それをただちにできるか、新年度にするかとか、いろいろございますので、そこから先のスピード感はですね、我々としては伝えるものは伝えますが、それができるかというのは、これは町内の町そのものの事業についても、そういうことがございますので、そこもご理解いただきたいと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

町長、次にですね、成果品というのが、トンネルなんかをつくる場合にですね、成果品というものがあるということをご存知ですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

成果品というのは、できあがったものということで、よろしいんですか。既成的なもの、既製品のな、そういうものではないんですか。ちょっとわかりません。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

例えばですね、引本トンネル、こうありますよね。ここも町長、左右の横に、通路らしきものがあります。これは町長なんだと思いますか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はあれはですね、何なのか。歩く人が通るのが精一杯なんですよね、狭いですよね。そういうことからすると、今度、健康増進施設にキャットウォークをつくりましたよね、施設整備点検のためのキャットウォークなんです。

だから、トンネルなんかも、そういった部分のところで、壁なんかの何かをする時の道路ではないのか、管理用の道路かなと、私は感じている。ただ、我々も入ると歩道かな自転車道かなと勘違いはしますね。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

実はですね、ここは管理路でありまして、歩道ではございません。という今の時点での建設の回答であり、このことについては、詳しくですね、国土交通省に行って説明を受けてまいりました。このことを成果品というわけですけども、その成果品というものを、我々は熟知する必要があると、周知をする必要もありますということを申し上げます。

それからですね、つくった時は規格に合っているんですけども、製品化されたものを見て、規格にあっても、例えばこのトンネルの場合に、午後2時になるとですね、晴れた時は小浦海に太陽が反射して、トンネルへ突入した後、一瞬暗いところへいくと、もう見えなくなるというふうなこともありますし、それで、これで3人目ということから勘案してもですね、やっぱり手直しは必要なんです。つくった後、その時に規格にあってもね。その点での3件目にあるにも関わらずですね、今回の事故も防げなかったということではですね、私は県の責任は極めて大きいと思うんです。このことはこの場で強く申し上げ

ておきます。

いろいろ考えましたけれども、左右にですね、上の天井をなぶるということは、非常に難しいので、右と左に入り口のですね、ところを照明を増やしてもらったのかなというふうに、私は思います。

それから、あとですね、先般では高校生の心配があったので、5時5分前から5時35分までの間に、車が89台通りました。それから、次の日の朝は、今度は7時から7時半まで立ちましたけれども、この時は78台でした。わりと多いんですよ、車がね。それで潮南中学校では、そこは通らないというふうにしているそうです。今朝、昨日か、校長さんに聞きましたら。

家崎仁行議長

奥村議員、質問に。答弁いららないんですか、今の。

13番 奥村武生議員

これはいいね。

家崎仁行議長

いいですか。

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

次に、町長、2番、過疎化の具体的な計画を述べていただきたいと思います。

どんな補助金を、国県にどんな補助金があるのか、あるいはそれをどのように活用した経緯があるのか。私2年前にも、その過疎化を止めるための補助金を申し上げたところがあります。

それで、当時の企画課長からですね、後から奥村議員に恥じをかかせたらいけないので、私は反論しなかったというふうにおっしゃっていただきましたけれども、知ってますよというふうに言っていましたけれども、その過疎化を止めるような具体的な補助金等については、町長ご存知ですかね。それで知っていたとしたら、どのような活用をした対策をされたでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

過疎化の具体的な対策の中で、補助金をどう活用したかということですが、人

口減少、過疎化に対する対策としてはですね、今、行っている全てが、言葉が気にいらなかったら、ごめんなさいなんですけど、全て過疎化にも対応した事業ではないかなと。つまり補助金等もそういうものだと思っております。

ただですね、紀北町の総合計画と整合性を図ってつくった、28年1月、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくりましたね。地方創生というのが、まさにですね、こういった部分の過疎化・人口減少を緩やかにする。その人口ビジョンも緩やかにするんですよというふうなものもつくらせていただきました。

ですから、特に言うなら、そういう総合戦略用の予算かもわかりませんが、全てがですね、我々は少子高齢化、過疎化を止めるための施策だと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

にも関わらず、5年前のその調査ですか、そして、去年の調査、あれを見ますと、その成果というのは、私はほんわかとしたですな、曖昧模糊な町長の、申し訳ないけど。この言葉、曖昧模糊だと思うんですけども、具体的な、やっぱり強烈な個性ある、やっぱり戦略をつくってですね、それで、やっぱり過疎化対策を進めるべきだというふうに、私は思うんです。

引本の喫茶店へ行って、私はすごくそこなんかは情報源なんですけども、住民の皆さんと話をする。その中でも、やっぱり人口減のことを言いますとですね、地元働く場所がないのに、俺の子どもは高校なり大学を卒業したら、地元へおれやんやないかと。東京な大阪や名古屋へ行って当たり前やないかって、お叱りを受けるわけですよ。

だから、これは県でも非常に気にしておりますですね、特に南部のことについて、それで三重県企業投資促進制度というのも、県にはあります。これを使ってですね、今後、具体的なやっぱり事業を展開していただきたいし、私もこれに参加をして、ご提言申し上げたいので、いかがでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実にね、これ以前もお答えさせていただきました。働くところということで言うと、結構ないように見えてあるんですよ。海洋ゴムさんとか、大額さん、個人名を出していい

のかな、そういうゴム関係の方、額縁関係のところとかですね、いろいろあります。ですから、そういった何百人単位で使っていただいているところもあるんですが、やはり今の高校を卒業した人たち、そういった人たちのね、ニーズに合う企業がない。または、外へ出ていきたい。そういうのもあるんで、求人倍率は1.8から1.6、その前後をこの辺はしているんですよ。尾鷲のね、1.6前後なんです。

ですから、1人に1.6の仕事があるということなんですけど、やっぱりそういう働きたいところ、行きたいところと、ちょっとやっぱりうまくマッチングしてないのかなという部分がございます。そういうものをですね、我々はまたいらんことかもわかりませんが、なかなか所得を、そういった会社の民間所得を、我々上げることが難しいと。

だから子育て支援や暮らしやすい町をつくることによって、人口減少を防いでいこうじゃないかというのが、今の施策の中心になっております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

それでは、その考えは、もちろん妥当ではありますけれども、それだけでは、私は足りないと思うんですよ。それで、かつてあった津金属工業ですね、あそこが税収の面でも多大な役目を、私は果たしたと思うんです。

それから、私の考えとることを申し上げますと、地元企業がくることにより、法人住民税、固定資産税、地元が雇用が生まれる。そうすると、町県民税が増える。そして大きな企業であれば転入者がある。そうすると、人口増にもつながる。そうすると若い世代であれば、子どもが来る。子どもが来ると、その子どもを中心としたまちづくりとなつてですね、お金の循環が起きるわけですよ。その点では、こういう企業が来ていただくことになればですね、このこういう町長の言われたことと、それから企業誘致、それから林業、農業、水産のですね、抜本的な改革っていうんですか、このことがかみ合えば、この町は過疎化を私は止められると思うんですよ。

あるいはもう1つ言えば、里親制度というのは、町長、ご存知ですか。あるいは養護施設について、この2点について、ご存知のことをちょっとお話したいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

里親はですね、親のいない方たちが、誰かが受け入れて、里親となっただくという話。養護施設は、まあそういう方がいらしゃらない方が、その施設で生活されるというような状況だと思います。その点だけでいいですか、とりあえず。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

全国のね、恵まれないといったら、言葉が悪いかもわかりませんが、やむを得ず、やっぱりご両親が育てられない子どもたちを、紀北町でやっぱり救済していくと、救済といったら悪いですけど、紀北町でそういうのを受け入れていくということも、私はいいいと思いますし、養護施設でもつくってですね、それから、県がさかんに推奨しているのは、やっぱり里親制度です。

これを、道の駅でも、県のポスターが貼ってありましたけれども、この1点、前向きにPRをしていただきたいと。県の施策でありますので、と私は思います。いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろ制度はございます。それは地域性もあってですね、そういうことを受け入れていただける方がおれば、本当にそういった子どもたちが幸せになれるのではないかと思います。それを政策として、なかなかするには、町として難しいのではないかと考えております。

それと、その前にお話があった産業の話とかね、いろいろな第1産業、大上段な本当に質問だと思います。大上段でいきたいんですが、個々のことを考えると、なかなか難しいという部分もありますので、我々としては、それぞれに向けて、少しずつでも改善できることを、そういうことを行いながらですね、より住みやすい産業の力のある町にしていきたい。そのように思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

あえて申し上げますけども、どこの町でもね、人口減と少子化という問題を抱えていると。その中であってですね、その死に物狂いで、前も申し上げましたけども、各地方公共

団体では、死に物狂いのやっぱり努力しているわけです。そういうところをやっぱり学んでいただきたいし、例えば鳥取の片山知事ですか、間伐材に対して大規模な補助制度を出しました。その結果、県外から若者がたくさん流入したという記事も読んでおります。

そこについては、今度あれでまあ、議員の管外視察でも提起したいというふうに思うんですけども、里親制度についても、これは県の施策であるのでですね、きちっと取り組んでいただきたいと、私は思うわけでありまして。

いかがでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういったものも啓発していきたいと、そのように思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

3番目の質問の題名に、得体のしれない建設残土という言葉を使用しましたが、これは住民の方々が建設残土の中身が、わからないので不安だという声を聞いて書いたものでありますが、決して取扱業者の方に対して使ったものではありませんので、ご理解いただようお願い申し上げます。

県外から持ち込まれる建設残土を質す。搬入先の詳細な、何月何日どれだけの量がですね、どこから持ち込まれたかということについて、通告はしてあるわけですけども、これを明らかにしていただきたいということを行ったところ、今年の4月から8月までの部分しか出てきてないわけですね。

それで、私は是非お聞きしたいのは、今でなくても結構ですから、時系列で、どういうふうな形で残土が、当町へ運ばれてきたかというのを、時系列で近い将来出してほしいと思います、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々ですね、残土の問題でよろしいですね。

残土の問題についてはですね、県に開示していただくことができますんで、3カ月ごと

にですね、開示もさせていただいて、どういうところから来て、どれだけの量が入ったと
いうことを確認させていただいております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

わりとたいぶ前から入ってきているように思いますので、県なり町なり地方公共団体は
ですね、住民の期待に応えていかなければならないという責務があるわけですから、ある
いは環境資源も守らなくちゃならない。命と健康も守らなくちゃならないという責務を持
っているわけですから、町及び県のほうからですね、できうる限り詳細な資料を、後日出
していただきたいと思うのです。どういうところに取り組んだかという。今直ぐでなくて
結構ですので、後日でええので、できる範囲で結構ですので、それをお願いしたいんです
けど、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは量とか、どういうものを県からいただいたということで、よろしいんですか。ち
よっと質問をもう一度お願いします。

家崎仁行議長

詳しく、質問をもう一度お願いします。

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

三重県なり町がですね、その残土についての、どのような形で関わってきたかと。チェ
ックをしてきたかとか、どういう作業をしてきたかと、そういう類のものでありまして、
これもできる範囲で結構なんです。それを時系列的に示していただければと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、我々が県に請求して、開示請求させていただいたものについてはですね、議会が
終わってからもでも、議員のほうから、こういうのがほしいんだと言えば、議会の議長の
許可さえいただければ出させていただきます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

建設残土についてですね、他の県の、他県でもいろいろと悩んでいるとの話をお聞きしておりますけども、他県の状況というのをですね、知っている範囲で結構ですので、調べておる範囲で結構ですので、他県の状況というのを、詳しくお話いただければ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この残土の問題についてはですね、県レベルで、そういった条例がつけられているところがございます。前者議員にもお話したように、残土と称した廃棄物の不適正処理、それとかですね、環境基準に適合しない土砂、そういったものを持ち込むには、だめですよというような条例でありまして、今の建設残土の移動についての規制を、強くかけたものというのは、あまり見当たらないような状況でございます

家崎仁行議長

質問を続けてください。

尾上壽一町長

なんか質問、答弁足らなんだことありますか。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

参考のためにですね、申し上げます。ソイルテックジャパンのですね、事業計画書の中、事業計画書の概要及び私が今年の夏に行ってきた、畑先生が講演された城陽市、あるいは千葉県、あるいは大津市なんかでの取り組んでいることを鑑みてですね、質問をしているわけであります。

興味深い点があります。ソイルテックジャパンのですね、事業のありますので、1回ちょっと読んでみます。

弊社が三重県北牟婁郡紀北町上里字坂ノ下15番地16ほかにおいて、汚染土壌処理許可を取得し事業を行う計画を立てた背景について、説明します。関東圏では、現在、東京オリンピックに向けた開発工事、道路工事、道路整備工事等が計画されており、またリニア新

幹線も計画されており、先行する道路工事で汚染する残土の大部分が、主に自然由来による環境基準を超えた重金属を含有する土壌であると調査結果が出ておりますというふうに言っているわけです。

それからですね、千葉県ではですね、条例もつくっております。それから、大津市でも条例をうたっております。この千葉県の条例とか、大津市の条例とかですね、あるいは千葉県内の各地方公共団体の条例を、検討をしていただければですね、おのずから回答が出るんじゃないかと、どうあるべきかという回答が出るのではないかと、出るはずなんですよ。

それで、最後にお聞きします。

以上の大津市、城陽市、それで大津市での聴き取り、城陽市での現地視察、それから、千葉県との話、それから千葉県内の地方公共団体の話を勘案してですね、私は残土は汚染土壌や産廃が含まれている場合があり、残土条例をつくって、残土の土壌、溶質検査を義務付けるべきだというふうに、私は思いますけども、明確にできるかできんか教えてください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1点、根本が違っていると思いますんで、テレビご覧の方もね、間違えると困るんで、今、残土のお話してました。その後は、汚染土壌のお話になりました。汚染土壌と残土は、今、建設残土、移動したりしている残土、まったく別のもんです。今、ソイルの問題をおっしゃったですよ。ソイルの問題は土壌汚染法に基づく、第2種溶出基準の土を扱う。今、こちらにある残土の問題は、建設廃土として、法律に規制されていない残土でございます。

そして、残土条例が先ほど申し上げたように、ある中でどこをポイントに置いているかというと、残土と称するいうたら廃棄物の混合したものを持ってきてはだめだよ。それから、環境基準に合わないものを、残土と称して持ってきてはだめですよという、その部分のところがありますんで、土染法に基づく、汚染土壌処理マニュアル、ガイドラインですね、そういうものの話と、この残土とは少し違うんで、そこのところをご理解いただきたいと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

町長の私、認識、研究不足だと、私は思うね。私が言っておるのは、残土の中にですね、汚染土壌や産業廃棄物が含まれている恐れ、恐れでいいですね、これは問題にならないですね。この言葉は。可能性でもそれでも、問題に指摘、裁判なんかされると困るんでね、これは。

それであるので、残土の土壌溶出検査を義務付ける条例をつくるべきだというふうに、私は思うのでありますが、そういう町長にあっては、その意味がわからないと、必要ないと、あるいはそういうふうに明快に答えていただければいいんですよ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にですね、法律のないものをやる時に、監督処分が行き過ぎるとですね、それは適法ではないという、法律的な部分もございます。ですから、法律の範囲内で決められていないものが、市町で勝手にこれだめです、あれだめです、こうすると監督処分を町がしたということになると、その段階でもおそらく裁判的に、法律的に考えると難しい問題があるのではないかということ、弁護士からも伺っています。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

その弁護士の回答は間違っております。

もうちょっと町としても、優秀な弁護士を使って検討してください。

それから、次4番、南海プレート破壊について、町長は2011年、課にも申し上げましたけども、4箇所を視察したということでありましたけども、再度、住民の命と健康を守るためにですね、痛感したことをちょっと述べていただければ、きっかけにして質問に入りたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの監督処分等については、また他の弁護士にも伺っていきたく、そのように思

います。

それから南海トラフのプレート破壊ですね、この3.11なんですけども、本当に私、気仙沼、陸前高田を見せていただきました。特に陸前高田はうちとよく似たような地形なんです。そして、全滅でした。だから、私は本当にこれは早急に、まずハードなんか間に合わない、規模を見ても、だからより早くより高くという標語を掲げてですね、横断幕、懸垂幕置かさせていただいて、まず自助としての逃げる、少しでも早く、少しでも高くへ逃げるという取り組みをさせていただいたのが、今までの経緯でございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

初期のその取り組みについては、これは正しいでしょうね。正しいと思います。しかしながら、今になっては既に5年を経過しですね、これはスローガン化しているんですよ。その後、中央防災会議からも、あるいは内閣府にある地震研究所からも、さまざまですね、こうあるべきだというのが、回答が指針が出ておりますのでね、ただ問題は、その予算がですね、各省庁になっているんです、ややこしいところは。

省庁へ要求して、省庁から国の予算をとらなければならないという、二重のこれ手間になるんですよ。そこが非常に悩ましいところなんですけども、どちらにしても、津のですね、津から四日市、前の四日市港湾局長と話をしたことがあります、訪ねて。

津からずっと沿線、数百kmの古道をですね、事実上これは県の堤防ですね、港湾も入っておるはずですけども、事実上、国の全費用でやっていただいたと、やっていただくことになるというふうに、津の市長は当時、2011年の12月6日に答えてましたけども、その後、どうもそのように国で全部出すようになったようです。

それですね、町長、その東北プレートの破壊とですね、将来予想される南海トラフの破壊との違いというものがわかったら教えてください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

違いというか、本当に細かいことよりも、我々行政が何をするかと言えばですね、そういった東日本の時に起きたような津波の時に、どうやって命を助けるか、命がそのままつないでいけるか、そういうことを考えるのであって、例えばそれが10m、15m、いろいろ

あります。学者ではございませんので。そして、あくまでもあれも理論上最高の高さとか、そういうものをしてますんで、どれが正解かもわかりません。

ですから、先ほど申し上げたようなことを積み重ねて、我々としては1人でも命を救う、そういう施策をするのが、私どものやるべきことだと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

町長、田老町では、何故あれだけの被害が、1,800億円といわゆる世界最大といわれる堤防が破壊されたのか、その点についておわかりでしたら、お願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このこともよくわからないところあります、私のほうもね。田老町もやっぱり1,800億円かけた堤防に過信しすぎて、田老町の方もたくさんお亡くなりになった、そういう事実はございますが、また逆にですね、陸前高田のほうでは、大津波があった後、15mの堤防をつくろうという取り組みもあります。

だから有用性は認められているんで、ほん最近なんですよ、これ。1月も経ってないうちに陸前高田の市長さん、戸羽市長さんのお話を聞いたばかりなんですけども、そういう取り組みをやっていくんやということなんです。

ただ、予算的にはそういう被害を受けたところの予算はつくんですが、我々のような三重県、しっかりした数字は1,000kmに及ぶ海岸線をですね、今おっしゃったような国やあれが、全部堤防つけていただけるかということ、それは無理な話だと思います。私それしていただくんだったら、赤羽川、船津川、銚子川の堤防、まだちょっとだけでいいですから、嵩上げしてほしいなと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

その運動をですね、当初から3.11の時から展開すればね、私は違った形になったと思いますよ。やっぱり現地を見て、その研鑽をする。やっぱり事実いつてきたもん、私のところへ電話かかってきた。堤防つくるんなら、また力になるよと、四日市の港湾局長を訪ね

た時に、その部下の人だと思っけども、電話がかかってきたことがある、力になりますよと。段々遅くなってきて、段々予算が出なくなってきたとるんですよ。

引本においてはですね、東南海地震の時にですね、寺山が崩れる。あるいはその後も土砂が崩れるという、だから避難する途中に山が崩れるんじゃないかという危惧を、引本の人たちが持っているんですよ。だから、地質調査を前にしていただきたいと言ったが、町長は拒否をされましたけども、再度ちょっと是非、専門家の地質調査をお願いしたいという事について、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろな不安はございます。でもですね、引本だけで、なかなか地質調査をやるわけにはいきません。そういうことから、今の現状の中で、確かに急傾斜が多いんで、どここの地区の津波避難路もですね、厳しい状況ではございます。

ですから、今、我々は津波避難路の整備を終わったというわけではございません。そういう中で、より今よりということであれば、以前整備したところも、危機管理のほうでも必要とあれば、次によりいい手当、それから、照明なんかもそうなんですけども、随時計画的に立てております。

そういうことを考えるとですね、できることを着実にやっていくのが、我々の仕事ではないかと思っています。

家崎仁行議長

奥村武生君、質問をまとめてください。

13番 奥村武生議員

私は地質調査をやってくれと言っるとるんですよ。やれないということで、前にあなたは答えているもんでね、それでいい、そのように理解します。

それから、最後にですね、我々の将来の見本というのは、東北にあるんですよ。東北、東北の復興にあります。東北の復興で、この間、堤防のことを、私は言いましたけども、高台を整備しとるわけです。高台の整備に着手してほしいんですが、これは最後の質問です。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

高台の議論はずっと以前からやってきていると思いますんで、それが答えでございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

高台へ移転するための高台の整備はしないということによろしいんですか。できないと。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々のようにですね、急峻なところにおいて、そこに道を付けて、その高台に逃げるといのはですね、大変難しいというお話は今までずっとさせてきていただきました。その考えはですね、今でも同じです。例えば山を削った時に、今、銚子川や赤羽川の土さえも捨てる場所がないんです。高台を削った時に、じゃあその土をどこへ持っていくのか。

それから、いろいろな諸問題もございます。

そして、大規模なそれができるかどうか。

そして、そこに人口の大半が集中しているのであれば、その人たちのためにもなりますけど、我々のような257平方キロメートルのところにあるようなところであれば、そこにだけ大きな山を削ってですね、つくるといのも、なかなか難しい話ではないかと思えます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

その考えについては異論がありますということ。それから来るべき南海トラフの破壊は、間近に迫っておるわけです。このことによって、小さな子どもや若者が失われるわけですね。集落は消滅するということを、再度申し上げて、私の質問といたします。以上であります。

家崎仁行議長

これで、奥村武生君の質問を終わります。

家崎仁行議長

これで本日の会議を閉じます。

なお、平野隆久君ほか3人の質問者については、14日の本会議の日程といたします。

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時 49分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

紀北町議会議長 家崎仁行

紀北町議会議員 谷 節夫

紀北町議会議員 奥村 仁